

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産、船舶・自動車・航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権・特許権等の知的財産権、地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいる国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第1表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第2条に規定する国有財産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土地
			(2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
	動 産	(1) 船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機	
		(2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）	
	用 益 物 権	(1) 地上権	
		(2) 地役権	
	知 的 財 産 権	(3) 鉱業権	
(4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）			
有 価 証 券 等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(1) 特許権		
	(2) 著作権		
知 的 財 産 権	(3) 商標権		
	(4) 実用新案権		
有 価 証 券 等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）		
	(6) 以上のもに準ずるもの		
有 価 証 券 等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(7) 出資による権利		
	(8) 出資による権利		

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国有財産法附則第4条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、行政財産と普通財産とに分類され、行政財産は、さらに4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行政財産

イ. 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

ロ. 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 森林経営用財産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々々の社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不要となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合、庁舎等の一部に余裕がある場合で、当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取こわしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や国債整理基金特別会計等10の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分を行うこととなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ. 国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ. 所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ. 取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ. 国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国

有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記録することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは、（イ）公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、（ロ）一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、台帳に記録することとしている。

ロ. 国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、財務大臣が指定するものを除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、毎年度、評価替（以下「価格改定」という。）を行うこととしている。

(注) 価格改定の評価方法

- ・土地…原則として、相続税評価額
- ・建物、工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額
- ・政府出資等…市場価格のあるものは市場価格、市場価格のないものは純資産額

ハ. 平成22年1月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い国有財産台帳は電子化されている。

(3) 国有財産増減及び現在額報告書等、総総計算書等

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、年度間の増減及び当該年度末の現在額を、国有財産増減及び現在額報告書として作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお、平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

(注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。

2. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の平成30年度末における現在額は、108兆5,939億円であり、そのうち行政財産は24兆4,225億円（22.5%）、普通財産は84兆1,713億円（77.5%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区別現在額（統計1, 2, 8, 20, 24参照）

平成30年度末現在の国有財産を区別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の71.9%を、土地が17.3%を占め、次いで建物、立木竹、工作物の順となっている。

(1) 土地

土地の現在額は87,659km²、18兆7,354億円であり、この面積は、国土面積377,974km²の約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,644km²、13兆8,093億円であり、普通財産は1,014km²、4兆9,261億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,312km²（1兆747億円）である（第3表参照）。価格の主なものは、公用財産の11兆4,509億円（1,189km²）であって、その主なものは、防衛省所管の4兆983億円（1,002km²）、国土交通省所管の1兆4,004億円（88km²）及び財務省所管の1兆3,644億円（8km²）である。

また、普通財産の土地の現況は第4表のとおりであって、アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの68km²、2兆852億円、公園等として地方公共団体等へ貸し付けているもの90km²、1兆9,397億円が大半を占めている。

(2) 立木竹

立木竹の現在額は3兆1,212億円であって、行政財産は3兆1,075億円であり、普通財産は137億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財

第2表 平成30年度末国有財産区別現在額

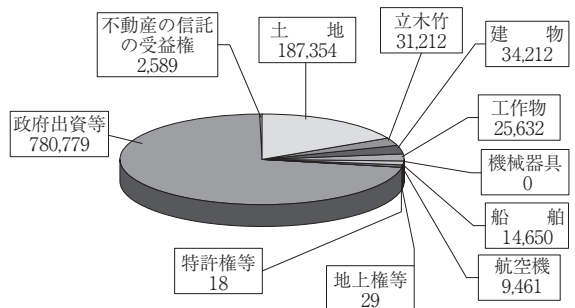
（平成31年3月31日現在）（単位 億円）

区 分	数量単位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	87,659,098	187,354
立 木 竹			31,212
建 物	延べ千平方メートル	58,239	34,212
工 作 物			25,632
機 械 器 具			0
船 隻	隻	2,302	14,650
航 空 機	機	1,631	9,461
地 上 権 等	千平方メートル	2,497	29
特 許 権 等	千件	1,802	18
政 府 出 資 等			780,779
不動産の信託の受益権	件	3	2,589
合 計			1,085,939

(注) 1. 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。
2. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第2表 参 考

（単位 億円）



第3表 行政財産（土地）の現況

（平成31年3月31日現在）（単位 千m²、億円、%）

種 類	数 量	割 合	価 格	割 合
公 用 財 産	1,189,588	1.4	114,509	82.9
うち 防 衛 省 所 管	1,002,798	1.2	40,983	29.7
うち 国 土 交 通 省 所 管	88,393	0.1	14,004	10.1
公 共 用 財 産	123,217	0.1	6,301	4.6
皇 室 用 財 産	19,055	0.0	6,534	4.7
森 林 経 営 用 財 産	85,312,652	98.5	10,747	7.8
合 計	86,644,514	100.0	138,093	100.0

(注) 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第4表 普通財産（土地）の現況

(平成31年3月31日現在) (単位 千㎡, 億円, %)

区 分	数 量	割合	価 格	割合
一般会計所属財産	1,012,389	99.8	47,822	97.1
在日米軍への提供地	68,711	6.8	20,852	42.3
地方公共団体等への貸付地	90,046	8.9	19,397	39.4
時 価 貸 付	15,600	1.5	4,534	9.2
無 償 貸 付	71,194	7.0	13,507	27.4
減 額 貸 付	3,251	0.3	1,356	2.8
未 利 用 国 有 地	8,368	0.8	3,288	6.7
その他（山林原野等）	845,264	83.3	4,282	8.7
特別会計所属財産	2,194	0.2	1,439	2.9
合 計	1,014,584	100.0	49,261	100.0

(注) 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

産3兆328億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の74億円である。

(3) 建 物

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58km²、3兆4,212億円であって、行政財産は延べ48km²、2兆8,893億円であり、普通財産は延べ10km²、5,319億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ47km²、2兆8,239億円であって、その主なものは、防衛省所管の延べ17km²、9,011億円、財務省所管の延べ9km²、4,925億円及び法務省所管の延べ6km²、3,913億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6km²、3,529億円及び防衛省所管の延べ3km²、1,377億円である。

(4) 工作物

工作物の現在額は2兆5,632億円であって、行政財産は2兆2,006億円であり、普通財産は3,625億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆722億円であって、その主なものは、国土交通省所管の7,467億円、防衛省所管の4,523億円及び経済産業省所管の4,125億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の2,555億円及び防衛省所管の991億円である。

(5) 機械器具

機械器具の現在額は30円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船 舶

船舶の現在額は2,302隻、1兆4,650億円であって、行政

財産は2,282隻、1兆4,649億円であり、普通財産は20隻、0.8億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,203隻、1兆4,649億円であって、その主なものは、防衛省所管の474隻、1兆2,362億円及び国土交通省所管の1,481隻、2,134億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の8隻、0.8億円である。

(7) 航空機

航空機の現在額は1,631機、9,461億円であって、行政財産は1,625機、9,461億円であり、普通財産は6機、6円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,441機、9,144億円及び国土交通省所管の95機、241億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の現在額は2km²、29億円であって、行政財産は2km²、29億円であり、普通財産は1km²、5百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産2km²、28億円であって、その主なものは、環境省所管の地上権1km²、20億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地役権0.1km²、4百万円である。

(9) 特許権等（統計9、10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）の現在額は1,802千件、18億円であって、行政財産は1,802千

第5表 政府出資現在額

(平成31年3月31日現在) (単位 億円)

政府出資法人	法人数	国有財産台帳価格		
		一般会計	特別会計	合計
金融機関	2	881	113	995
事業団等	9	12,531	31,528	44,059
独立行政法人	83	290,121	31,007	321,129
国立大学法人	86	68,318	—	68,318
大学共同利用機関法人	4	2,650	—	2,650
特殊会社	29	78,471	156,494	234,965
国際機関	11	51,805	50,623	102,428
清算法人等	4	90	—	90
合 計	228	504,869	269,767	774,637

(注) 1. 市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により、また、市場価格のないものは各法人及び各勘定の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものとしている（国有財産台帳価格）。

2. 金融機関…沖縄振興開発金融公庫及び日本銀行。

3. 事業団等…日本私立学校振興・共済事業団外8事業団等。

4. 独立行政法人…国立公文書館外82法人。

5. 国立大学法人…北海道大学外85国立大学法人。

6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。

7. 特殊会社…日本電信電話株式会社外28会社。

8. 国際機関…国際通貨基金外10機関。

9. 清算法人等…日本製鐵株式会社外1清算法人及び南方開発金庫外1閉鎖機関。

10. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

件、17億円であり、普通財産は0.1千件、0.5億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、国土交通省所管の著作権1,798千件、14億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.4億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の現在額は国有財産総額の71.9%に及ぶ78兆779億円であって、その99.2%に当たる77兆4,637億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。この政府出資の現在額を会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおりであって、このうち、50兆4,869億円は一般会計からの、26兆9,767億円は特別会計からの出資である。

一般会計からの出資の主なものは、独立行政法人国際協

力機構（9兆7,983億円）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（9兆4,049億円）、株式会社日本政策金融公庫（4兆3,270億円）及び国際開発協会（3兆571億円）への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（5兆623億円）、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行（3兆2,430億円）、財政投融资特別会計から日本電信電話株式会社（3兆1,923億円）、年金特別会計から全国健康保険協会（3兆127億円）及び財政投融资特別会計から株式会社国際協力銀行（2兆6,473億円）への出資である。

（法人別内訳及び法人の概要は統計13、14参照）

(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の現在額は、財務省所管の普通財産3件、2,589億円である。

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成31年3月31日現在）

（単位 億円、%）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（一般会計）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	86,571,561	127,778	45,868	27,371	66,478	立木竹	31,033	221,628	28.2
公用財産	1,116,635	104,194	45,055	26,717	34,743	船舶	14,604	165,655	21.1
公共用財産	123,217	6,301	604	558	784	工作物	673	7,644	1.0
皇室用財産	19,055	6,534	208	95	99	工作物	87	6,729	0.9
森林経営用財産	85,312,652	10,747	—	—	30,851	立木竹	30,328	41,598	5.3
普通財産	1,012,389	47,822	9,827	5,226	511,337	政府出資等	504,997	564,386	71.8
計	87,583,951	175,600	55,695	32,597	577,816			786,014	100.0
（特別会計）									
行政財産	72,953	10,314	2,174	1,521	10,760	工作物	10,624	22,597	7.5
公用財産	72,953	10,314	2,174	1,521	10,760	工作物	10,624	22,597	7.5
公共用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森林経営用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	2,194	1,439	368	93	275,795	政府出資等	275,782	277,327	92.5
計	75,147	11,754	2,543	1,615	286,555			299,924	100.0
（合計）									
行政財産	86,644,514	138,093	48,043	28,893	77,239	立木竹	31,075	244,225	22.5
公用財産	1,189,588	114,509	47,230	28,239	45,503	工作物	20,722	188,253	17.3
公共用財産	123,217	6,301	604	558	784	工作物	673	7,644	0.7
皇室用財産	19,055	6,534	208	95	99	工作物	87	6,729	0.6
森林経営用財産	85,312,652	10,747	—	—	30,851	立木竹	30,328	41,598	3.8
普通財産	1,014,584	49,261	10,196	5,319	787,132	政府出資等	780,779	841,713	77.5
合計	87,659,098	187,354	58,239	34,212	864,371			1,085,939	100.0

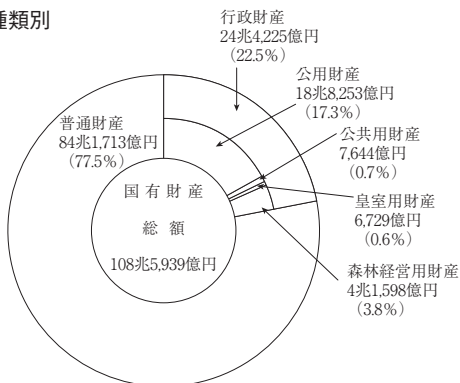
(注) 1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計72.4%、特別会計27.6%である。

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

3. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

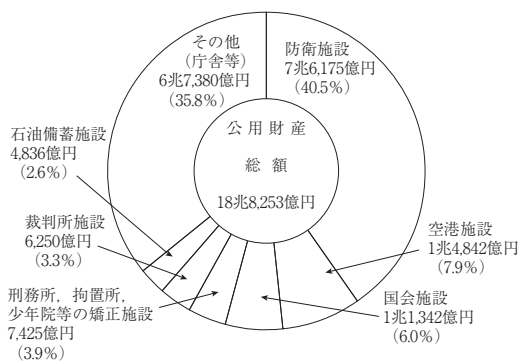
第6表 (参考) 国有財産分類別・種類別現在額 (平成31年3月31日現在)

1. 分類・種類別

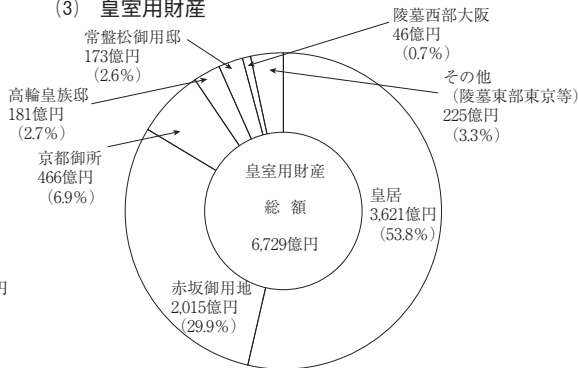


2. 行政財産

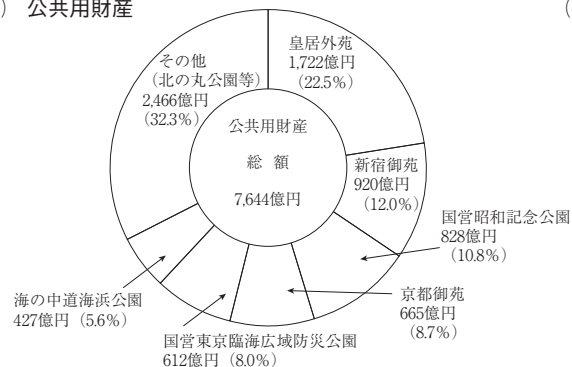
(1) 公用財産



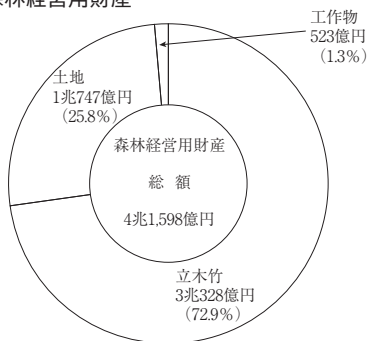
(3) 皇室用財産



(2) 公共用財産

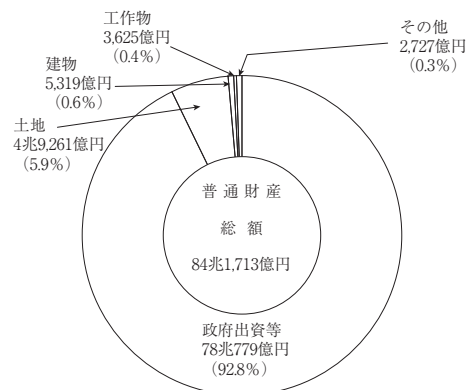


(4) 森林経営用財産

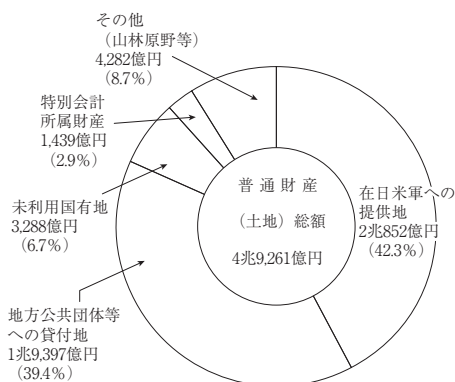


3. 普通財産

(1) 総額



(2) 普通財産 (土地)



3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3，8参照）

平成30年度末現在の国有財産を会計別，分類別，種類別にみると第6表のとおりである。

また，公用財産，公共用財産，皇室用財産，森林経営用財産及び普通財産について，それぞれの用途別の割合を图示すれば第6表（参考）のとおりである。

なお，行政財産及び普通財産について，区分別に表示すると第7表のとおりである。

4. 所管別現在額（統計5，18，20，24参照）

平成30年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりである。現在額の72.4%に当たる78兆6,555億円が財務省所管に係るものであって，その97.5%は普通財産76兆7,098億円（主として政府出資等71兆1,028億円）である。

次に，防衛省所管に係るものが総額の7.2%，7兆8,572億円であって，その96.9%は行政財産7兆6,175億円（主として土地4兆983億円）である。

以下，厚生労働省所管に係るものが総額の4.6%，4兆9,779億円であって，その90.0%は普通財産4兆4,795億円（主として政府出資等4兆4,691億円），農林水産省所管に係るものが総額の4.2%，4兆5,560億円であって，その97.1%は行政財産4兆4,251億円（主として立木竹3兆639億円）の順となっている。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計15，16参照）

国有財産の平成30年度中の総増加額は5兆3,179億円，総減少額は3兆5,482億円であって，差し引き1兆7,697億円の純増加となっている。

2. 区分別増減額（統計15参照）

平成30年度における国有財産の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって，増加した主なものは，航空機4,819億円（5,111億円増加，292億円減少）及び工作物2,133億円（2,980億円増加，846億円減少）であり，減少したものは，不動産の信託の受益権46億円（46億円減少）である。また，価格改定による増減額は第11表のとおりである。

3. 会計別増減額

平成30年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって，一般会計は1兆1,762億円（2兆365億円増加，8,602億円減少）の増加，特別会計は1,604億円（3,548億円増加，1,944億円減

第7表 国有財産分類別・区分別現在額

（平成31年3月31日現在）（単位 億円，%）

分類・区分	価格	割合
行政財産	244,225	22.5
土地	138,093	12.7
立木	31,075	2.9
建物	28,893	2.7
工作物	22,006	2.0
船舶・航空機	24,111	2.2
その他	46	0.0
普通財産	841,713	77.5
土地	49,261	4.5
立木	137	0.0
建物	5,319	0.5
工作物	3,625	0.3
機械器具	0	0.0
船舶・航空機	0	0.0
政府出資等	780,779	71.9
その他	2,589	0.2
合計	1,085,939	100.0

(注) 1. 上記は，国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり，道路，河川等は含まれていない。
2. 価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

少)の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは，財政投融资特別会計2,336億円，自動車安全特別会計549億円及びエネルギー対策特別会計462億円，減少の主なものは，年金特別会計960億円及び財政投融资特別会計550億円である。

4. 分類別・種類別増減額

平成30年度における国有財産の増減額を分類別，種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって，行政財産の純増加額は1兆1,274億円であり，普通財産の純増加額は2,092億円である。

5. 所管別増減額（統計16参照）

平成30年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって，増加した主なものは，防衛省所管の6,562億円（8,537億円増加，1,975億円減少），減少したものは，厚生労働省所管の1,017億円（76億円増加，1,093億円減少）である。

6. 事由別増減額（統計15，16参照）

国有財産の増減を事由別に大別すると，国と国以外の者と

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（平成31年3月31日現在）

（単位 億円，％）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	360	7,120	599	613	159	工作物	155	7,894	3.2
参議院	135	3,151	216	219	76	工作物	70	3,447	1.4
最高裁判所	2,172	4,220	2,021	1,637	392	工作物	382	6,250	2.6
会計検査院	46	14	15	6	2	工作物	2	23	0.0
内閣府	325	295	58	57	46	工作物	45	399	0.2
内閣府	23,611	14,060	2,092	1,726	878	工作物	746	16,665	6.8
総務省	307	1,240	293	284	70	工作物	65	1,594	0.7
法務省	38,377	8,398	6,428	3,913	1,159	工作物	1,130	13,471	5.5
外務省	1,075	2,535	611	998	723	工作物	719	4,257	1.7
財務省	8,981	13,644	9,060	4,925	887	工作物	814	19,457	8.0
文部科学省	4,896	2,683	260	318	44	工作物	40	3,045	1.2
厚生労働省	9,758	3,072	2,206	1,469	441	工作物	431	4,983	2.0
農林水産省	85,317,123	12,624	1,058	353	31,274	立木竹	30,639	44,251	18.1
経済産業省	11,596	3,083	377	260	4,183	工作物	4,125	7,526	3.1
国土交通省	125,921	16,629	4,845	2,905	10,433	工作物	7,918	29,968	12.3
環境省	97,026	4,335	193	284	284	工作物	242	4,812	2.0
防衛省	1,002,798	40,983	17,645	9,011	26,179	船	12,362	76,175	31.2
計	86,644,514	138,093	48,043	28,893	77,239			244,225	100.0
(普通財産)									
衆議院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
参議院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
最高裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会計検査院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府	9	472	41	33	98	政府出資等	93	605	0.1
総務省	12	0	2	0	0	工作物	0	0	0.0
法務省	1	88	—	—	0	工作物	0	88	0.0
外務省	19	2	15	13	10	工作物	10	26	0.0
財務省	784,850	47,359	6,567	3,529	716,210	政府出資等	711,028	767,098	91.1
文部科学省	138	1	22	24	2,003	政府出資等	2,003	2,029	0.2
厚生労働省	419	80	97	22	44,692	政府出資等	44,691	44,795	5.3
農林水産省	226,581	894	17	3	410	政府出資等	408	1,308	0.2
経済産業省	8	0	3	3	13,437	政府出資等	13,437	13,441	1.6
国土交通省	2,522	354	15	3	9,073	政府出資等	9,067	9,431	1.1
環境省	—	—	343	308	181	立木竹	74	489	0.1
防衛省	19	5	3,069	1,377	1,014	工作物	991	2,397	0.3
計	1,014,584	49,261	10,196	5,319	787,132			841,713	100.0
(合計)									
衆議院	360	7,120	599	613	159	工作物	155	7,894	0.7
参議院	135	3,151	216	219	76	工作物	70	3,447	0.3
最高裁判所	2,172	4,220	2,021	1,637	392	工作物	382	6,250	0.6
会計検査院	46	14	15	6	2	工作物	2	23	0.0
内閣府	325	295	58	57	46	工作物	45	399	0.0
内閣府	23,621	14,533	2,134	1,759	977	工作物	751	17,270	1.6
総務省	320	1,240	295	284	70	工作物	65	1,595	0.1
法務省	38,378	8,486	6,428	3,913	1,159	工作物	1,130	13,560	1.2
外務省	1,095	2,538	626	1,011	734	工作物	730	4,284	0.4
財務省	793,832	61,003	15,627	8,454	717,097	政府出資等	711,028	786,555	72.4
文部科学省	5,035	2,684	283	342	2,048	政府出資等	2,003	5,075	0.5
厚生労働省	10,177	3,152	2,303	1,492	45,134	政府出資等	44,691	49,779	4.6
農林水産省	85,543,705	13,519	1,076	356	31,684	立木竹	30,640	45,560	4.2
経済産業省	11,605	3,083	381	263	17,620	政府出資等	13,437	20,967	1.9
国土交通省	128,443	16,984	4,861	2,909	19,506	政府出資等	9,067	39,400	3.6
環境省	97,026	4,335	595	501	465	工作物	300	5,301	0.5
防衛省	1,002,817	40,989	20,714	10,389	27,194	船	12,363	78,572	7.2
計	87,659,098	187,354	58,239	34,212	864,371			1,085,939	100.0

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第9表 国有財産区分別増減額（平成30年度）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	16,273	9,339	17.6	10,887	4,047	11.4	5,386	5,292	
立木竹	樹 木	千 本	101	46	(0.1)	66	10	(0.0)	34	35
	立 木	千立方メートル	23,982	2,445	(4.6)	7,472	1,248	(3.5)	16,509	1,197
	竹	千 束	3	0	(0.0)	0	0	(0.0)	3	0
	計			2,492	4.7		1,259	3.5		1,232
建物	建面積	千平方メートル	564	2,428	4.6	490	2,626	7.4	74	△197
	延べ面積	千平方メートル	1,395			1,177			217	
工 作 物			2,980	5.6		3,938	11.1		△958	
機 械 器 具			—	—		—	—		—	
船 舶	汽 船	隻	83	532	(1.0)	78	592	(1.7)	5	△60
	艦 船	千トン	9			8			1	
		隻	5	1,641	(3.1)	6	1,751	(4.9)	△1	△110
	雑 船	千トン	12			7			4	
計	隻	36	3	(0.0)	34	5	(0.0)	2	△2	
	隻	124	2,177	4.1	118	2,349	6.6	6	△172	
航 空 機	機	41	5,111	9.6	69	2,795	7.9	△28	2,316	
地 上 権 等	千平方メートル	897	7	0.0	332	0	0.0	565	7	
特 許 権 等	千件	43	2	0.0	1	3	0.0	42	△0	
政 府 出 資 等			28,011	52.7		18,414	51.9		9,596	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	627	1.2	—	46	0.1	—	581	
合 計			53,179	100.0		35,482	100.0		17,697	

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第10表 国有財産区分別増減額（平成30年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	16,273	3,199	13.4	10,887	2,952	28.0	5,386	246	
立木竹	樹 木	千 本	101	19	(0.1)	66	10	(0.1)	34	8
	立 木	千立方メートル	23,982	1,153	(4.8)	7,472	218	(2.1)	16,509	935
	竹	千 束	3	0	(0.0)	0	0	(0.0)	3	0
	計			1,172	4.9		228	2.2		943
建物	建面積	千平方メートル	564	2,428	10.2	490	1,074	10.2	74	1,353
	延べ面積	千平方メートル	1,395			1,177			217	
工 作 物			2,980	12.5		846	8.0		2,133	
機 械 器 具			—	—		—	—		—	
船 舶	汽 船	隻	83	532	(2.2)	78	280	(2.7)	5	252
	艦 船	千トン	9			8			1	
		隻	5	1,641	(6.9)	6	108	(1.0)	△1	1,532
	雑 船	千トン	12			7			4	
計	隻	36	3	(0.0)	34	1	(0.0)	2	1	
	隻	124	2,177	9.1	118	390	3.7	6	1,786	
航 空 機	機	41	5,111	21.4	69	292	2.8	△28	4,819	
地 上 権 等	千平方メートル	897	7	0.0	332	0	0.0	565	7	
特 許 権 等	千件	43	0	0.0	1	0	0.0	42	0	
政 府 出 資 等			6,835	28.6		4,714	44.7		2,121	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	—	46	0.4	—	△46	
合 計			23,913	100.0		10,546	100.0		13,367	

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第11表 国有財産区分別増減額（平成30年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円，％）

区 分	増		減		差 引 価 格	
	価 格	割 合	価 格	割 合		
土 地	6,140	21.0	1,095	4.4	5,045	
立 木	樹 木	26	(0.1)	—	(—)	26
	竹 木	1,292	(4.4)	1,030	(4.1)	261
竹 計		0	(0.0)	—	(—)	0
		1,319	4.5	1,030	4.1	289
建 物	0	0.0	1,551	6.2	△1,551	
工 作 物	0	0.0	3,092	12.4	△3,092	
機 械 器 具	—	—	—	—	—	
船 舶	汽 船	—	(—)	312	(1.3)	△312
	艦 船	—	(—)	1,642	(6.6)	△1,642
雑 計		—	(—)	3	(0.0)	△3
		—	—	1,959	7.9	△1,959
航 空 機	—	—	2,503	10.0	△2,503	
地 上 権 等	0	0.0	0	0.0	△0	
特 許 権 等	1	0.0	3	0.0	△1	
政 府 出 資 等	21,175	72.4	13,700	54.9	7,475	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	627	2.1	—	—	627	
合 計	29,265	100.0	24,935	100.0	4,330	

（注）価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第12表 国有財産会計別増減額（平成30年度）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	15,975	8,647	1,259	2,286	26,933	政府出資等 14,104	37,867	71.2
特 別 会 計	298	692	135	141	14,478	政府出資等 13,907	15,312	28.8
合 計	16,273	9,339	1,395	2,428	41,411		53,179	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	10,528	3,564	986	2,439	16,338	政府出資等 7,076	22,342	63.0
特 別 会 計	358	483	190	186	12,469	政府出資等 11,338	13,139	37.0
合 計	10,887	4,047	1,177	2,626	28,808		35,482	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	5,446	5,083	272	△153	10,595	政府出資等 7,027	15,524	
特 別 会 計	△60	208	△55	△44	2,008	政府出資等 2,569	2,172	
合 計	5,386	5,292	217	△197	12,603		17,697	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第13表 国有財産会計別増減額（平成30年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	15,975	2,990	1,259	2,286	15,088	航 空 機 5,111	20,365	85.2
特 別 会 計	298	208	135	141	3,198	政府出資等 2,629	3,548	14.8
合 計	16,273	3,199	1,395	2,428	18,286		23,913	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	10,528	2,637	986	967	4,997	政府出資等 3,281	8,602	81.6
特 別 会 計	358	315	190	107	1,521	政府出資等 1,433	1,944	18.4
合 計	10,887	2,952	1,177	1,074	6,519		10,546	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	5,446	353	272	1,319	10,090	航 空 機 4,819	11,762	
特 別 会 計	△60	△106	△55	34	1,676	政府出資等 1,195	1,604	
合 計	5,386	246	217	1,353	11,766		13,367	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（平成30年度）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	9,287	5,630	752	1,255	11,735	航空機 5,111	18,620	35.0
公用財産	3,692	5,110	733	1,215	9,087	航空機 5,111	15,414	29.0
公共用財産	5,570	237	15	30	78	工作物 72	346	0.7
皇室用財産	0	244	3	8	16	工作物 15	270	0.5
森林経営用財産	24	36	—	—	2,552	立木竹 2,436	2,589	4.9
普通財産	6,986	3,709	643	1,173	29,676	政府出資等 28,011	34,559	65.0
合 計	16,273	9,339	1,395	2,428	41,411		53,179	100.0
(減 少 額)								
行政財産	3,307	1,496	558	1,432	9,119	航空機 2,795	12,047	34.0
公用財産	1,471	1,368	556	1,394	7,638	航空機 2,795	10,401	29.3
公共用財産	3	10	1	32	96	工作物 96	139	0.4
皇室用財産	0	0	0	5	11	工作物 10	17	0.0
森林経営用財産	1,832	117	—	—	1,372	立木竹 1,247	1,489	4.2
普通財産	7,579	2,551	618	1,193	19,688	政府出資等 18,414	23,434	66.0
合 計	10,887	4,047	1,177	2,626	28,808		35,482	100.0
(差 引 額)								
行政財産	5,979	4,133	193	△177	2,616	航空機 2,316	6,572	
公用財産	2,221	3,742	177	△179	1,449	航空機 2,316	5,012	
公共用財産	5,567	227	13	△1	△18	工作物 △24	207	
皇室用財産	△0	244	2	3	5	工作物 4	253	
森林経営用財産	△1,808	△81	—	—	1,180	立木竹 1,189	1,099	
普通財産	△593	1,158	24	△20	9,987	政府出資等 9,596	11,125	
合 計	5,386	5,292	217	△197	12,603		17,697	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

の間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を「対外的異動」、後者を「対内的異動」とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）等は対内的異動である。

「対外的異動」には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設等）と歳出を伴わないもの（租税物納等）があり、減少については、歳入を伴うもの（売却、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（譲与、取こわし等）がある。

「対内的異動」は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受（引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

ロ. 整理上の増減

実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

ハ. 価格改定上の増減

平成31年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

平成30年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が36.0％、対内的異動が64.0％であり、減少額では、対外的異動が18.7％、対内的異動が81.3％となっている。

(1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金） 4,955億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から株式会社日本政策金融公庫1,333億円、独立行政法人国際協力機構460億円、国立研究開発法人日本医療研究開発機構250億円、国立研究開発法人森林研究・整備機構107億円、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行1,290億円、株式会社日本政策金融公庫330億円、株式会社国際協力銀行201億円、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構156億円、エネルギー対策特別会計から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構414億円、東日本大震災復興特別会計から預金保険機構93億円である。

新 造 3,145億円

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（平成30年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	9,287	1,313	752	1,255	10,418	航空機 5,111	12,987	54.3
公用財産	3,692	1,277	733	1,215	9,062	航空機 5,111	11,554	48.3
公共用財産	5,570	34	15	30	73	工作物 72	139	0.6
皇室用財産	0	0	3	8	16	工作物 15	25	0.1
森林経営用財産	24	2	—	—	1,266	立木竹 1,149	1,268	5.3
普通財産	6,986	1,885	643	1,173	7,867	政府出資等 6,835	10,926	45.7
合 計	16,273	3,199	1,395	2,428	18,286		23,913	100.0
(減 少 額)								
行政財産	3,307	583	558	120	1,008	船舶 377	1,712	16.2
公用財産	1,471	581	556	120	790	船舶 377	1,491	14.1
公共用財産	3	1	1	0	1	工作物 1	3	0.0
皇室用財産	0	0	0	0	0	立木竹 0	0	0.0
森林経営用財産	1,832	0	—	—	216	立木竹 216	217	2.1
普通財産	7,579	2,368	618	953	5,510	政府出資等 4,714	8,833	83.8
合 計	10,887	2,952	1,177	1,074	6,519		10,546	100.0
(差 引 額)								
行政財産	5,979	730	193	1,134	9,409	航空機 4,819	11,274	
公用財産	2,221	695	177	1,095	8,272	航空機 4,819	10,063	
公共用財産	5,567	33	13	30	72	工作物 71	136	
皇室用財産	△0	△0	2	8	15	工作物 15	24	
森林経営用財産	△1,808	1	—	—	1,049	立木竹 933	1,050	
普通財産	△593	△483	24	219	2,357	政府出資等 2,121	2,092	
合 計	5,386	246	217	1,353	11,766		13,367	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

航空機1,760億円（16機）及び船舶1,384億円（31隻）の新造である。航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,744億円（14機）であり、船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,146億円（3隻）である。

購 入 2,686億円

航空機2,394億円（11機）及び建物129億円（延べ95千㎡）等の購入である。航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産2,327億円（9機）であり、建物の主なものは、環境省所管一般会計の普通財産62億円（延べ52千㎡）である。

(ロ) 歳出を伴わないもの

出 資（現物） 1,409億円

現物出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から国際開発協会1,158億円、アフリカ開発基金128億円である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 2兆9,265億円

政府出資等2兆1,175億円、土地6,140億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産9,897億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産1,693億円である。

引 受 1,750億円

財務省所管一般会計の普通財産であり、建物712億円、工作物669億円等である。

所属替 962億円

船舶272億円、土地238億円等である。船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産269億円であり、土地の主なものは、法務省所管一般会計の公用財産112億円である。

所管換 904億円

土地744億円、建物99億円等である。土地の主なものは、環境省所管一般会計の公用財産547億円であり、建物の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産49億円である。

(2) 減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳入を伴うもの

出資金回収（現金） 1,057億円

独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり、主なものは、年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構への出資955億円、労働保険特別会計から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への出資93億円である。

売 払 682億円

土地549億円、政府出資等97億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産330億円であり、政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産である。

(ロ) 歳入を伴わないもの

第16表 国有財産所管別増減額（平成30年度）

（単位 億円，％）

所管別	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	0	348	—	2	5	工 作 物	5	356	0.7
参議院	—	152	—	0	2	工 作 物	1	155	0.3
最高裁判所	0	194	62	143	108	工 作 物	108	447	0.8
会計検査院	—	0	—	0	0	工 作 物	0	0	0.0
内閣府	—	13	0	0	5	工 作 物	4	18	0.0
内閣府省	40	651	39	41	197	政府出資等	93	889	1.7
総務省	—	53	2	6	12	工 作 物	12	72	0.1
法務省	372	599	211	151	147	工 作 物	146	898	1.7
外務省	—	110	0	6	28	工 作 物	27	144	0.3
財務省	4,604	4,128	561	1,042	22,345	政府出資等	20,888	27,516	51.7
文部科学省	13	106	—	0	0	特許権等	0	108	0.2
厚生労働省	63	108	36	27	6,149	政府出資等	6,113	6,285	11.8
農林水産省	1,517	182	11	15	2,579	立 木 竹	2,449	2,777	5.2
経済産業省	0	136	2	3	757	政府出資等	704	896	1.7
国土交通省	1,084	814	63	94	1,440	工 作 物	586	2,349	4.4
環境省	7,257	722	108	83	93	工 作 物	70	899	1.7
防衛省	1,319	1,015	293	809	7,537	航 空 機	4,975	9,362	17.6
合 計	16,273	9,339	1,395	2,428	41,411		53,179	100.0	
（減 少 額）									
衆議院	—	—	—	21	25	工 作 物	25	46	0.1
参議院	—	—	—	6	11	工 作 物	11	17	0.1
最高裁判所	16	48	37	91	75	工 作 物	75	215	0.6
会計検査院	—	0	—	0	0	工 作 物	0	1	0.0
内閣府	—	1	—	4	7	工 作 物	7	12	0.0
内閣府省	69	38	71	89	176	工 作 物	139	304	0.9
総務省	8	1	4	14	17	工 作 物	16	34	0.1
法務省	538	341	173	193	185	工 作 物	185	720	2.0
外務省	—	—	3	9	22	工 作 物	22	32	0.1
財務省	4,456	2,239	410	625	15,962	政府出資等	15,358	18,826	53.1
文部科学省	—	0	—	12	55	政府出資等	49	68	0.2
厚生労働省	83	23	45	72	1,436	政府出資等	1,367	1,531	4.3
農林水産省	3,610	259	40	39	1,397	立 木 竹	1,252	1,697	4.8
経済産業省	4	21	5	15	2,033	政府出資等	1,626	2,071	5.8
国土交通省	829	300	66	189	1,549	工 作 物	816	2,039	5.7
環境省	51	145	3	51	46	工 作 物	44	244	0.7
防衛省	1,219	626	314	1,187	5,804	航 空 機	2,616	7,617	21.5
合 計	10,887	4,047	1,177	2,626	28,808		35,482	100.0	
（差 引 額）									
衆議院	0	348	—	△19	△19	工 作 物	△19	309	
参議院	—	152	—	△6	△9	工 作 物	△9	137	
最高裁判所	△16	146	24	52	32	工 作 物	32	231	
会計検査院	—	0	—	△0	△0	工 作 物	△0	△0	
内閣府	—	12	0	△3	△2	工 作 物	△2	6	
内閣府省	△28	612	△32	△48	20	政府出資等	93	585	
総務省	△8	51	△2	△8	△4	工 作 物	△4	38	
法務省	△165	257	37	△42	△37	工 作 物	△38	177	
外務省	—	110	△2	△3	5	工 作 物	4	112	
財務省	147	1,889	150	416	6,383	政府出資等	5,529	8,689	
文部科学省	13	106	—	△11	△54	政府出資等	△49	40	
厚生労働省	△19	85	△8	△44	4,712	政府出資等	4,746	4,753	
農林水産省	△2,093	△77	△28	△24	1,182	立 木 竹	1,196	1,079	
経済産業省	△3	114	△2	△12	△1,276	政府出資等	△922	△1,174	
国土交通省	255	514	△2	△95	△108	工 作 物	△229	310	
環境省	7,206	577	104	31	46	工 作 物	25	655	
防衛省	99	388	△20	△377	1,733	航 空 機	2,358	1,744	
合 計	5,386	5,292	217	△197	12,603		17,697		

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第17表 国有財産所管別増減額（平成30年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

所管別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	0	0	2	5	5	5	8	0.0
参議院	—	—	—	0	1	1	2	0.0
最高裁判所	0	0	62	143	108	108	252	1.1
会計検査院	—	—	—	0	0	0	0	0.0
内閣府	—	—	0	0	5	5	5	0.0
内閣府省	40	4	39	41	195	93	241	1.0
総務省	—	—	2	6	12	12	18	0.1
法務省	372	324	211	151	146	146	622	2.6
外務省	—	—	0	6	28	27	34	0.1
財務省	4,604	1,782	561	1,042	7,127	6,301	9,952	41.6
文部科学省	13	4	—	0	0	0	5	0.0
厚生労働省	63	8	36	27	41	34	76	0.3
農林水産省	1,517	61	11	15	1,281	1,150	1,358	5.7
経済産業省	0	0	2	3	479	428	484	2.0
国土交通省	1,084	238	63	94	1,229	586	1,562	6.5
環境省	7,257	578	108	83	90	70	751	3.1
防衛省	1,319	196	293	809	7,531	4,975	8,537	35.7
合計	16,273	3,199	1,395	2,428	18,286	23,913	100.0	
(減 少 額)								
衆議院	—	—	—	0	0	0	0	0.0
参議院	—	—	—	0	0	0	0	0.0
最高裁判所	16	39	37	15	3	3	58	0.6
会計検査院	—	—	—	—	0	0	0	0.0
内閣府	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府省	69	33	71	11	33	32	78	0.7
総務省	8	1	4	1	3	3	6	0.1
法務省	538	308	173	27	9	8	345	3.3
外務省	—	—	3	8	19	19	27	0.3
財務省	4,456	2,038	410	253	3,556	3,446	5,848	55.5
文部科学省	—	—	—	0	0	0	0	0.0
厚生労働省	83	17	45	7	1,069	1,068	1,093	10.4
農林水産省	3,610	128	40	11	223	222	362	3.4
経済産業省	4	7	5	1	204	200	213	2.0
国土交通省	829	125	66	23	369	282	518	4.9
環境省	51	13	3	2	2	1	18	0.2
防衛省	1,219	238	314	711	1,025	676	1,975	18.7
合計	10,887	2,952	1,177	1,074	6,519	10,546	100.0	
(差 引 額)								
衆議院	0	0	—	2	5	5	8	
参議院	—	—	—	0	1	1	2	
最高裁判所	△16	△39	24	128	105	104	193	
会計検査院	—	—	—	0	0	0	0	
内閣府	—	—	0	0	5	4	5	
内閣府省	△28	△29	△32	29	162	93	162	
総務省	△8	△1	△2	4	8	8	12	
法務省	△165	15	37	123	137	137	276	
外務省	—	—	△2	△1	8	8	6	
財務省	147	△256	150	789	3,571	2,855	4,103	
文部科学省	13	4	—	0	0	0	5	
厚生労働省	△19	△8	△8	19	△1,027	△1,061	△1,017	
農林水産省	△2,093	△66	△28	4	1,057	928	995	
経済産業省	△3	△6	△2	1	275	228	271	
国土交通省	255	112	△2	70	860	553	1,044	
環境省	7,206	564	104	81	87	69	733	
防衛省	99	△41	△20	98	6,505	4,736	6,562	
合計	5,386	246	217	1,353	11,766	13,367		

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第18表 国有財産増減状況(平成30年度)

(単位 億円, %)

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
対 外 的 異 動	9,235	1,508	744	1,557	16,100	政府出資等 6,633	19,165	36.0
歳出を伴うもの	8,262	216	645	1,421	14,416	政府出資等 4,955	16,054	30.2
歳出を伴わないもの	973	1,291	99	136	1,683	政府出資等 1,677	3,111	5.8
対 内 的 異 動	7,037	7,831	650	870	25,311	政府出資等 21,378	34,013	64.0
調整上の増加	4,327	1,582	642	862	1,442	工 作 物 783	3,887	7.3
整理上の増加	2,710	108	8	8	743	立 木 竹 674	860	1.6
価格改定上の増加	-	6,140	-	0	23,125	政府出資等 21,175	29,265	55.0
合 計	16,273	9,339	1,395	2,428	41,411		53,179	100.0
(減 少 額)								
対 外 的 異 動	5,064	1,383	496	204	5,061	政府出資等 4,540	6,648	18.7
歳入を伴うもの	3,074	549	125	20	1,173	政府出資等 1,154	1,744	4.9
歳入を伴わないもの	1,989	833	370	183	3,887	政府出資等 3,385	4,904	13.8
対 内 的 異 動	5,823	2,664	681	2,422	23,746	政府出資等 13,874	28,833	81.3
調整上の減少	5,468	1,486	641	861	1,442	工 作 物 783	3,791	10.7
整理上の減少	354	82	39	8	15	工 作 物 11	106	0.3
価格改定上の減少	-	1,095	-	1,551	22,288	政府出資等 13,700	24,935	70.3
合 計	10,887	4,047	1,177	2,626	28,808		35,482	100.0
(差 引 額)	5,386	5,292	217	△197	12,603		17,697	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

出 資 (現物) 2,573億円

現物出資による政府出資等の減であり、会計及び法人は、一般会計から独立行政法人住宅金融支援機構への出資2,573億円である。

資本金減少 804億円

法令の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構の減資などによるものである。すべて政府出資等であり、主なものは、財務省所管一般会計の普通財産437億円である。

ロ. 対内的異動によるもの**価格改定 2兆4,935億円**

政府出資等1兆3,700億円、工作物3,092億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産8,102億円であり、工作物の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産633億円である。

引 継 1,750億円

建物712億円、工作物669億円等である。建物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産697億円であり、工作物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産668億円である。

所属替 923億円

船舶272億円、航空機198億円等である。船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産269億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産145億円である。

所管換 904億円

土地744億円、建物99億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産626億円であり、建物の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産78億円である。

7. 国有財産の台帳価格改定

平成31年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおり4,330億円の純増加となっている。

8. 国有財産の推移 (統計1, 6, 7参照)

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、平成26年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、所属替(政府出資等など)10兆5,615億円、所管換(政府出資等など)9兆6,528億円などを挙げることができる。

平成27年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)9兆105億円、売払(政府出資等など)3兆965億円などを挙げることができる。

平成28年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)3兆1,675億円、出資(現金)(政府出資等)8,452億円などを挙げることができる。

平成29年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)3兆6,216億円、出資(現物)(政府出資等)9,381億円などを挙げることができる。

平成30年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)2兆9,265億円、出資(現金)

第19表 国有財産台帳価格改定結果

(単位 億円)

区 分	分 類	行 政 財 産			普 通 財 産			合 計		
		改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額
土 地	地 木	134,401	137,804	3,403	47,617	49,259	1,641	182,018	187,063	5,045
	樹 立	579	602	23	109	113	3	688	715	26
立 木	竹 木	30,199	30,461	261	21	22	0	30,221	30,483	261
	竹 計	5	6	0	1	1	0	7	7	0
建 物	計	30,785	31,069	284	132	137	4	30,917	31,206	289
	工 作 物	29,236	27,925	△1,311	5,545	5,306	△239	34,782	33,231	△1,551
機 器 具	械 器 具	23,916	21,301	△2,615	4,091	3,614	△476	28,007	24,915	△3,092
	汽 船	—	—	—	0	0	—	0	0	—
船 隻	汽 船	2,578	2,266	△312	0	0	△0	2,578	2,266	△312
	雑 船	14,003	12,361	△1,641	1	0	△0	14,005	12,362	△1,642
航 空 機	計	26	22	△3	0	0	△0	26	22	△3
	特 許 権 等	16,607	14,649	△1,958	1	0	△0	16,609	14,650	△1,959
政 府 出 資 等	航 空 機	11,964	9,461	△2,503	0	0	—	11,964	9,461	△2,503
	特 許 権 等	29	29	△0	0	0	△0	29	29	△0
の 受 益 権	特 許 権 等	18	17	△1	0	0	△0	19	18	△1
	政 府 出 資 等	—	—	—	773,303	780,779	7,475	773,303	780,779	7,475
合 計	不 動 産 の 信 託 受 益 権	—	—	—	1,961	2,589	627	1,961	2,589	627
	計	246,960	242,258	△4,701	832,654	841,686	9,032	1,079,614	1,083,945	4,330

(注) 1. 本表には、価格改定対象外財産（「外国に所在する財産」等）は含まれていない。

2. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

(単位 億円)

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成26	1,096,300	48,169
27	1,050,982	△45,318
28	1,060,079	9,097
29	1,068,241	8,161
30	1,085,939	17,697

(注) 計数は、単位未満を切り捨てている。

第20表 (参考) 国有財産 (土地) の推移

(単位 億㎡)

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和35年度末	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成2	883	11	895
7	882	11	893
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877
18	866	10	877
19	866	10	876
20	866	10	876
21	866	10	876
22	866	10	876
23	866	10	876
24	866	10	876
25	866	10	876
26	866	10	876
27	866	10	876
28	866	10	876
29	866	10	876
30	866	10	876

(注) 計数は、単位未満を切り捨てているため、計とは一致しないことがある。

(政府出資等) 4,955億円などを挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

第4 国の庁舎等の概況

1. 国の庁舎等の概要

(1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物及び付帯施設並びにこれらの敷地（借り受けているものも含む）であり、各省各庁の長が管理しているが、財務大臣は国有財産の総括大臣として、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

(注) 庁舎等には、国家公務員宿舎、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

(2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国有財産の有効活用を図る観点から、既存庁舎の活用の可能性等を確認し、新たに庁舎整備が必要な場合には、建替えと借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択することとしている。

(3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出等の観点から、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態

第21表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

(単位 億円、%)

年 度	政府出資	有 価 証 券	合 計 (A)	国有財産総額 (B)	割 合 (A/B)
平成26	800,706	6,902	807,609	1,096,300	73.7
27	755,912	5,036	760,948	1,050,982	72.4
28	760,327	5,779	766,107	1,060,079	72.3
29	764,654	6,527	771,182	1,068,241	72.2
30	774,637	6,141	780,779	1,085,939	71.9

- (注) 1. 「政府出資」とは、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、株式等であり、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等である。
2. 平成30年度の「有価証券」6,141億円のうち6,014億円は、エネルギー対策特別会計所有株式であって、石油公団の廃止に伴い、国に帰属したもの（旧石油公団有価証券）である。
3. 「政府出資」、並びに「有価証券」のうち上場有価証券及び旧石油公団有価証券については、市場価格のあるものは市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものである。
4. 価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

を把握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）（以下「庁舎法」という。）」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、省庁横断的な入替調整を行うための庁舎等使用調整計画を策定している（庁舎法第4条）。

なお、平成18年4月の庁舎法等の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

2. 特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（庁舎法第5条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、財務大臣が各省各庁から提出された庁舎等の整備に関する要求書について、その整備の必要性・緊要性、規模・立地条件、処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

(注) 特定国有財産整備計画に基づく事業の経理については、特定国有財産整備特別会計において経理を行っていたが、同会計は、特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止された。これに伴い、平成21年度末において未完了である事業の経理を行うため、当該事業が完了するまでの間の経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられている。なお、平成22年度以降の新規事業については、一般会計において経理を行っている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行

を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎、独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は、財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。）で、一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合等は、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受けべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

なお、令和元年9月1日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約16万2千戸となっている。

第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計25, 26, 27参照）

平成30年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの。

以下第6において同じ。)は、第22表のとおり56兆345億円であり、国有財産総額108兆5,939億円の51.6%を占める。

普通財産は、既に述べたように、行政財産以外の一切の国有財産をいい、行政財産に近い性格を有する財産（出資による権利、アメリカ合衆国の軍隊への提供地等）及びそれ以外の財産（未利用国有地等）に大別される。前者は、直ちに処分することができない財産であるが、後者は、その時々々の社会的要請に即応し、効率的かつ適正に、管理又は処分を行うべき性質の財産である。

2. 平成30年度中の増減（統計26、29参照）

平成30年度中の総増加額は1兆9,510億円、総減少額は9,615億円であり、差引き9,895億円増加した。これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると、第22表のとおりである。

また、価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第23表のとおりであり、平成30年度中の総増加額は7,290億円、総減少額は5,184億円であり、差引き2,105億円増加した。なお、価格改定による増減額は、第24表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、「対外的異動」で普通財産が増加する場合として、相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、独立行政法人等に対して出資したことにより出資による権利又は出資証券等を取得し

たとき等が、また、減少する場合として、売却、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等が、それぞれ挙げられる。他方、「対内的異動」により増加する場合として、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合として、行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が、それぞれ挙げられる。平成30年度中の異動状況を整理すると、第25表のとおりである。

3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、平成30年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成30年度中の処分等の実績の概要は、第26表のとおりである。

イ. 売却（統計32参照）

売却は3,264件、345億円（台帳価格：以下第6の3において同じ。）で、これを区分別にみると、土地2,256千㎡、330億円、建物延べ74千㎡、14億円である。

次に、売却を相手方別にみると、公共団体331件、81億円、公益法人34件、39億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,071件、167億円、その他1,828件、56億円である。

また、時価売却を契約方式別にみると、一般競争契約385件、113億円（うち価格公表289件、88億円）、随意契

第22表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額（平成31年3月31日現在）

（単位 億円、%）

区 分	数量 単位	増 加 額				減 少 額				現 在 額			
		数量	価 格		数量	価 格		数量	価 格				
			金額	割合		金額	割合		金額	割合			
土 地	千平方メートル	4,456	3,231	16.6	59.8	4,189	1,859	19.3	73.2	784,135	46,670	8.3	84.3
	樹木	32	2	0.0	0.0	4	0	0.0	0.0	633	22	0.0	0.0
	立木	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	517	12	0.0	0.0
	竹	—	0	0.0	0.0	—	—	—	—	11	0	0.0	0.0
建 物	千立方メートル	—	2	0.0	0.1	—	0	0.0	0.0	—	35	0.0	0.1
	延べ千平方メートル	157	—	—	—	67	—	—	—	3,606	—	—	—
工 作 物	千平方メートル	422	859	4.4	15.9	200	288	3.0	11.4	6,358	3,499	0.6	6.3
	延べ千平方メートル	—	684	3.5	12.7	—	344	3.6	13.6	—	2,554	0.5	4.6
機 械 器 具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0
	汽船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	艦船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	雑船	—	—	—	—	1	0	0.0	0.0	3	0	0.0	0.0
計	—	—	—	—	—	1	0	0.0	0.0	3	0	0.0	0.0
	千平方メートル	0	0	0.0	0.0	—	0	0.0	0.0	1	0	0.0	0.0
政府出資等 不動産の信託 の受益権	—	—	14,104	72.3	—	—	7,076	73.6	—	—	504,997	90.1	—
	件	—	627	3.2	11.6	—	46	0.5	1.8	3	2,589	0.5	4.7
合 計	—	—	19,510	100.0	—	—	9,615	100.0	—	—	560,345	100.0	—
政府出資等を除いたものの合計	—	—	5,406	—	100.0	—	2,538	—	100.0	—	55,348	—	100.0

（注）数量及び金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

約2,853件、211億円である。

なお、売払価格は、原則として時価額によるが、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。この減額売払したものを相手方の用途別にみると、社会福祉施設2件、1億円、学校施設21件、13億円、住宅3件、5億円である。

大口売払財産（1件売払数量1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの）は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交換（統計33参照）

交換は5件、438億円である。

ハ. 譲与（統計34参照）

譲与は194件、59億円である。

二. 所管換（統計35参照）

所管換は36件、720億円で、無償所管換（一般会計相互間）36件、720億円である。

(2) 管理の状況

平成30年度末現在における土地及び建物についての管理の状況は、次のとおりである。

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は、土地74件、68,691千㎡、2兆846億円、建物8件、延べ5,489千㎡、3,341億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地32件、3,906千㎡、1,840億円、建物1件、延べ31千㎡、5億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産（統計28, 30, 31参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは、(イ) 時価による貸付料での貸付け（時価貸付）、(ロ) 法律の規定に基づく無償での貸付け（無償貸付）及び(ハ) 時価から減額した貸付料での貸付け（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は、土地27,763件、90,046千㎡、1兆9,397億円、建物692件、延べ123千㎡、6億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

(イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、22,945件、15,600千㎡、4,534億円である。

(ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,220件、71,194千㎡、1兆3,507億円である。主なものは、公園等2,750件、59,233千㎡、1兆555億円、水道施設320件、3,195千㎡、510億円である。

(ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に対し、時価から一定の割

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成30年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、%）

区 分	数量 単位	増 加 額				減 少 額				差 引	
		数量	価 格			数量	価 格			数量	価 格
			金 額	割 合			金 額	割 合	金 額		
土 地	千平方メートル	4,456	1,537	21.1	49.9	4,189	1,702	32.8	89.4	267	△164
	樹 木	32	1	0.0	0.0	4	0	0.0	0.0	28	0
	立 木	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0
	竹 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 物	千立方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	延べ千平方メートル	157	859	11.8	27.9	67	152	2.9	8.0	90	707
工 作 物	千平方メートル	—	684	9.4	22.2	—	1	0.0	0.1	—	683
	延べ千平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機 械 器 具	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	汽 船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	艦 船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	雑 船	—	—	—	—	1	0	0.0	0.0	△1	△0
計	千 隻	—	—	—	—	1	0	0.0	0.0	△1	△0
	千平方メートル	0	0	0.0	0.0	—	—	—	—	0	0
地 上 権 等	千平方メートル	—	4,206	57.7	—	—	3,281	63.3	—	—	925
	件	—	—	—	—	—	46	0.9	2.4	—	△46
政府 出 資 等	—	—	7,290	100.0	—	—	5,184	100.0	—	—	2,105
	—	—	3,083	—	100.0	—	1,903	—	100.0	—	1,180
合 計											
政府出資等を除いたもの合計											

(注) 数量及び金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第24表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成30年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円, %）

区 分	増 加 額			減 少 額			差 引
	価 格			価 格			価 格
	金 額	割 合		金 額	割 合		金 額
土地	1,693	13.9	72.9	156	3.5	24.7	1,536
立木竹	樹木	0	0.0	0.0	—	—	0
	立木	0	0.0	0.0	—	—	0
	竹	0	0.0	0.0	—	—	0
	計	1	0.0	0.1	—	—	1
建築物	0	0.0	0.0	136	3.1	21.4	△135
機械器具	—	—	—	342	7.7	53.9	△342
	—	—	—	—	—	—	—
船舶	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—
地上権等	—	—	—	0	0.0	0.0	△0
政府出資等	9,897	81.0	—	3,795	85.7	—	6,101
不動産の信託の受益権	627	5.1	27.0	—	—	—	627
合 計	12,220	100.0	—	4,430	100.0	—	7,789
政府出資等を除いたもの合計	2,322	—	100.0	635	—	100.0	1,687

（注）金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第25表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成30年度）

（単位 億円）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
対外的異動	557	1,025	77	146	4,020 (4,005)	5,193	26.6	
歳出を伴うもの	—	4	4	19	2,343 (2,328)	2,366	12.1	
歳出を伴わないもの	557	1,021	72	127	1,677 (1,677)	2,826	14.5	
対内的異動	3,899	2,205	345	713	11,399 (10,098)	14,317	73.4	
調整上の増加	1,876	479	345	712	843 (172)	2,035	10.4	
整理上の増加	2,022	32	0	0	29 (28)	61	0.3	
価格改定上の増加	—	1,693	—	0	10,526 (9,897)	12,220	62.6	
合 計	4,456	3,231	422	859	15,419 (14,104)	19,510	100.0	
異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
対外的異動	3,297	1,011	142	136	3,156 (3,108)	4,305	44.8	888
歳入を伴うもの	2,256	330	74	14	98 (97)	444	4.6	1,922
歳入を伴わないもの	1,040	681	68	121	3,057 (3,011)	3,861	40.2	△1,034
対内的異動	892	847	57	151	4,311 (3,967)	5,310	55.2	9,007
調整上の減少	734	679	57	15	172 (172)	867	9.0	1,168
整理上の減少	157	11	—	—	0 (—)	11	0.1	49
価格改定上の減少	—	156	—	136	4,138 (3,795)	4,430	46.1	7,789
合 計	4,189	1,859	200	288	7,467 (7,076)	9,615	100.0	9,895

（注）1. 「その他」欄の（ ）内書は政府出資等を示している。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第26表 財務省所管一般会計所属普通財産処分等実績（平成30年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方 メートル				%
売 払	3,260	2,256	330	4	74	14	3,264	345	22.1
時 価	3,234	2,175	310	4	72	14	3,238	324	20.8
減 額	26	80	20	—	1	0	26	20	1.3
交 換	5	15	325	—	14	112	5	438	28.0
譲 与	194	383	59	—	—	—	194	59	3.8
所 管 換	28	115	626	8	99	94	36	720	46.1
有 償	—	—	—	—	—	—	0	0	0.0
無 償	28	115	626	8	99	94	36	720	46.1
合 計	3,487	2,770	1,341	12	188	221	3,499	1,563	100.0

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、598件、3,251千㎡、1,356億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体4,878件、75,322千㎡、1兆3,830億円、公益法人302件、1,640千㎡、852億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,800件、7,440千㎡、1,830億円、その他20,783件、5,642千㎡、2,884億円である。

二. 未利用国有地

未利用国有地は、単独利用困難な土地及び特定国有財産整備計画に基づく処分すべき財産を除く宅地又は宅地見込地で、現に未利用となっている土地（管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。）であり、2,964件、8,368千㎡、3,288億円である。

(3) 物納等有価証券の状況

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが、物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

平成30年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第27表のとおりであり、平成30年度末現在額は127億円である。

4. 普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については、引受や物納等の増加要因及び売払や所管換等の減少要因があり、近年の動向をみると緩やかな減少傾向にある。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計36、37参照）

平成30年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、999億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復興国有財産売払収入及び特定国有財産売払収入を含む。）570億円であり、次いで国有財産貸付収入414億円となって

いる。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は470億円となっている。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第28表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会外3審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令第275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第30表のとおり）。

平成29年12月、財務大臣から財政制度等審議会に対し、「最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の管理処分のあり方について」の諮問が行われた。

この諮問に関する調査審議事項について付託を受けた国有財産分科会は、専門的かつ技術的な観点から検討を行うためワーキングチームを設置し、最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえ、国有財産に関する課題について幅広く審議を行うこととした。

具体的には、人口減少・少子高齢化などの社会経済環境の変化や国家公務員宿舎の削減計画の達成など、最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた今後の国有財産の管理処分のあり方について、ワーキングチームにおいて専門的な検討・

審議を重ねた上で、同分科会においても審議を行い、令和元年6月14日、答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－」の取りまとめが行われた。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖繩総合事務局長の

諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べるができることとされており、平成30年度は10回開催されている（参考資料2参照）。

第27表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成31年3月31日現在）

（単位 銘柄、千株〔株式〕、千口〔其他証券〕、億円）

区 分	平成30年度中増		平成30年度中減		平成30年度末現在額		
	数量	台帳価格	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株 式	122,155	443	4,608	343	50	119,415	127
うち上場株式	6,803	379	4,584	279	23	2,239	101
その 他 証 券	241,001	3	241,001	3	16	1	0
合 計	363,156	446	245,609	346	66	119,417	127

- (注) 1. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。
2. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。
3. 数量及び価格は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第28表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

（単位 億円）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国有財産売払収入	1,311	1,201	1,671	887	570
土地売払代	1,177	1,106	1,638	860	470
一般競争入札	677	532	1,198	315	105
そ の 他	500	574	440	545	365

- (注) 1. 「国有財産売払収入」は、普通財産統計37. 国有財産関係（財務局分）歳入科目別・年度別収納状況の「国有財産売払収入」及び「東日本大震災復興国有財産売払収入」を合算したものである。
2. 平成26年度、28年度、30年度の「国有財産売払収入」は、上記1. に同統計の「特定国有財産売払収入」を合算したものである。
3. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
4. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約等による売却方式である。
5. 計数は、単位未満を四捨五入している。

第29表 国有財産売払収入の推移

（単位 億円）

年 度	一 般 会 計				特別会計	合 計
	土 地	証 券	そ の 他			
22年度	1,053	782	237	34	215	1,268
23年度	912	799	106	7	3,995	4,907
24年度	1,151	1,011	125	15	10,166	11,317
25年度	1,359	1,315	17	27	1,955	3,314
26年度	1,361	1,208	129	25	2,946	4,308
27年度	1,263	1,147	91	24	14,689	15,952
28年度	1,704	1,670	15	19	3,833	5,537
29年度	934	897	22	15	14,454	15,388
30年度	603	498	94	10	248	850

- (注) 1. 平成24年度以降の一般会計には、東日本大震災復興国有財産売払収入が含まれる。
2. 平成26年度、28年度、30年度の一般会計には、特定国有財産売払収入が含まれる。
3. 計数は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第30表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	平成13年1月19日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	平成13年1月23日	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	平成13年4月23日	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	平成13年5月23日	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	平成13年5月30日	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	平成13年6月15日	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	平成13年6月27日	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	平成13年6月27日	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	平成13年8月30日	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	平成13年10月9日	報告事項 (1) 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について (2) PFI事業の取組状況について (3) 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	平成14年4月22日	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主干証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	平成14年5月30日	報告事項 (1) 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について (2) PFI方式による公務員宿舎整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	平成14年10月15日	1. 報告事項 (1) 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について (2) 分譲型土地信託の入札結果の概要等について (3) 都心大口案件等について 2. 最低売却価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	平成15年1月16日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	平成15年2月19日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式（JT及びNTT株式）の売却について (3) PFI方式による公務員宿舎の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	平成15年3月3日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	平成15年4月24日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) これまでの議論の整理 (2) 渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	平成15年5月22日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 関係地方公共団体への意見照会結果について (2) 大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	平成15年6月3日	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に係る要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	平成15年6月24日	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	平成15年6月24日	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	平成16年3月11日	報告事項 (1) 平成15年度売却実績（NTT、JT自己株式取得）について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	平成16年6月17日	報告事項 (1) 政府保有NTT・JT株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舎使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	平成17年1月17日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	平成17年2月16日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置 5. 各部会の構成、部会長の指名等 6. 分科会、部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	平成17年2月28日	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	平成17年3月23日	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	平成17年4月7日	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	平成17年5月10日	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	平成17年5月31日	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	平成17年6月20日	1. 国家公務員宿舍制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	平成17年7月26日	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	平成17年8月3日	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	平成17年8月29日	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	平成17年9月13日	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	平成17年10月4日	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（素案） 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	平成17年10月25日	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（案）
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	平成17年11月8日	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（中間答申） 2. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	平成17年11月22日	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舍行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	平成17年12月13日	1. 国家公務員宿舍の効率的な使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	平成18年1月18日	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案） 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	平成18年1月18日	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（答申） 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について
財政制度等審議会第5回総会	平成18年2月7日	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回不動産部会	平成18年6月15日	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	平成18年6月15日	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舍の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式会社部会	平成18年11月24日	1. 諮問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	平成18年12月12日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第6回総会	平成19年1月16日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第10回国有財産分科会	平成19年3月2日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 資産債務改革の検討状況 (2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況 (3) 不動産部会及び株式部会における審議状況 ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について ・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について (4) 特別会計に関する法律案の提出について
財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会	平成19年6月19日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会	平成19年10月16日	1. 今後の政府保有株式の売却見込み等 2. 日本郵政株式会社について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について
財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会	平成20年3月18日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会	平成20年6月26日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会第11回国有財産分科会	平成20年6月26日	1. 大口返還財産の留保地等の利用計画 2. 各部会における審議状況 3. 国有財産行政における諸課題 4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について
財政制度等審議会第7回総会	平成21年1月15日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第12回国有財産分科会	平成21年2月25日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について (2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急の支援について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会	平成21年2月25日	政府保有株式を取り巻く現状について
財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会	平成21年6月18日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会、第16回国有財産制度部会合同会議	平成21年6月18日	1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について 2. その他（霞が関低炭素社会について）
財政制度等審議会第8回総会	平成22年4月26日	会長の互選
財政制度等審議会第13回国有財産分科会、第16回不動産部会合同会議	平成22年6月25日	1. 庁舎等の使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (新成長戦略における国有財産の有効活用について等) (2) 政府保有株式を取り巻く状況について
財政制度等審議会第14回国有財産分科会	平成22年12月9日	報告事項 国有財産行政の現状について (1) 平成21年度国有財産増減及び現在額 (2) 国有財産に係る監査 (3) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ (4) 国有財産行政におけるPRE戦略
財政制度等審議会第9回総会	平成23年1月17日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第15回国有財産分科会	平成23年1月17日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第16回国有財産分科会	平成23年6月28日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 国有財産行政の現状について (1) 東日本大震災への対応 (2) 国有財産の有効活用等（PRE戦略）についてのフォローアップ

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第17回国有財産分科会	平成24年1月27日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産監査の結果について (2) 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第18回国有財産分科会	平成24年5月18日	政府保有JT株式の処分について (1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況 (2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況 (3) JT株式(「2分の1以上」⇒「3分の1超」)の処分方針 (4) JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第19回国有財産分科会	平成24年9月11日	1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について (3) 平成23年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第10回総会	平成25年1月8日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第20回国有財産分科会	平成25年2月19日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
財政制度等審議会第21回国有財産分科会	平成25年6月6日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 平成24年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第22回国有財産分科会	平成26年2月4日	1. 分科会長代理の指名 2. 事務局からの説明 (1) 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて (2) 国家公務員宿舎使用料の見直しについて (3) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第23回国有財産分科会	平成26年4月14日	1. 今後の分科会の進め方 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式を取り巻く状況 (2) 政府保有株式の売却について (3) 主幹事証券会社の選定基準 3. 日本郵政株式会社からのヒアリング
財政制度等審議会第24回国有財産分科会	平成26年4月24日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 証券市場関係者からのヒアリング (1) 日本証券業協会 (2) 野村證券株式会社 (3) 株式会社東京証券取引所
財政制度等審議会第25回国有財産分科会	平成26年5月15日	日本郵政株式会社の株式の処分について(案)
財政制度等審議会第26回国有財産分科会	平成26年6月5日	1. 日本郵政株式会社の株式の処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 最近の国有財産行政について (2) 平成25年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第27回国有財産分科会	平成26年8月4日 ～8月6日	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第11回総会	平成27年1月23日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第28回国有財産分科会	平成27年2月12日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式の株式の処分について 5. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 6. 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第29回国有財産分科会	平成27年6月15日	1. 千代田区大手町二丁目に所在する国有財産の管理処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 平成26年度国有財産監査の結果について 4. 日本郵政株式会社の株式の処分に係る検討経緯について
財政制度等審議会第30回国有財産分科会	平成27年11月24日	1. 介護施設整備に係る国有地活用について 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式会社の株式上市について (2) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式の株式の処分について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第31回国有財産分科会	平成28年2月10日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 3. 事務局からの説明 (1) 平成28年4月以降の国家公務員宿舎使用料の引上げについて (2) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第32回国有財産分科会	平成28年5月17日	1. 熊本地震への対応について 2. 一億総活躍社会の実現に向けた国有地の有効活用について 3. 平成27年度国有財産監査の結果について 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）株式の売却について 5. 株主総会への対応について
財政制度等審議会第33回国有財産分科会	平成29年1月16日	最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第34回国有財産分科会	平成29年2月17日	1. 庁舎等使用調整計画等について 2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 3. 普通財産を巡る状況について
財政制度等審議会第35回国有財産分科会	平成29年3月24日 平成29年3月27日 ～3月29日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第12回総会	平成29年4月7日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第36回国有財産分科会	平成29年5月26日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 平成28年度国有財産監査の結果 5. 「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施状況等について
財政制度等審議会第37回国有財産分科会	平成29年12月11日	1. 最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の管理処分のある方について（諮問） 2. 国有財産行政の最近のトピックス 3. 国家公務員宿舎使用料引上げの概要 4. 株主議決権行使について
財政制度等審議会国有財産分科会第1回ワーキングチーム	平成29年12月15日	1. ワーキングチームの運営方針 2. 普通財産の管理処分の適正性の向上
財政制度等審議会国有財産分科会第2回ワーキングチーム	平成30年1月10日	普通財産の管理処分の適正性の向上
財政制度等審議会第38回国有財産分科会	平成30年1月19日	1. 公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の具体的な見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第39回国有財産分科会	平成30年3月27日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第40回国有財産分科会	平成30年4月12日	1. 森友学園への国有地売却に関する決裁文書について 2. 国有財産の管理処分手続き等の見直しに係る通達等の改正について
財政制度等審議会第41回国有財産分科会	平成30年7月4日	1. 森友学園への国有地売却に関する調査報告書等について 2. 処分価格等の明確化について 3. 平成29年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第42回国有財産分科会	平成30年7月19日 ～7月20日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第43回国有財産分科会	平成30年9月28日	今後の国有財産の管理処分のある方について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回ワーキングチーム	平成30年10月22日	普通財産に関する課題について（有効活用の更なる推進）
財政制度等審議会国有財産分科会第4回ワーキングチーム	平成30年11月28日	普通財産に関する課題について（引き取り手のない不動産への対応）
財政制度等審議会第44回国有財産分科会	平成30年12月21日	1. 会計検査院のその後の検査について 2. 普通財産に関する課題について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回ワーキングチーム	平成31年1月24日	行政財産に関する課題について（国家公務員宿舎に関する今後の対応）
財政制度等審議会国有財産分科会第6回ワーキングチーム	平成31年2月22日	行政財産に関する課題について 1. 国家公務員宿舎に関する今後の対応 2. 庁舎需要等への対応 3. 行政財産の有効活用
財政制度等審議会第45回国有財産分科会	平成31年3月28日	1. 行政財産に関する課題について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 所有者不明土地問題の検討状況について
財政制度等審議会第13回総会	平成31年4月4日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第46回国有財産分科会	令和元年5月22日	1. 分科会長の互選について 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針について 4. 今後の国有財産の管理処分のある方について 5. 平成30年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第47回国有財産分科会	令和元年6月14日	1. 今後の国有財産の管理処分のある方について－(答申) 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 四谷再開発建物の権利床の人居官署について 4. 第三者チェックの実施状況について

第8 国有財産の監査

1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

2. 監査事務

(1) 平成23年度以降の監査について

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

(2) 令和元年度の監査方針

イ 令和元年度監査の基本方針

令和元年度においては、①庁舎等及び宿舍の公用財産、②各省各庁所管の普通財産の監査の順に事務量を重点的に配分することとし、実効性の高い監査を実施する。

ロ 重点対象に係る監査の目的等

(イ) 庁舎等及び宿舍の公用財産

・一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

A 監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により有効活用を促進し、国有財産の最適利用を図る。

B 対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性をもつ機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

・研修教育施設等の使用実態

A 監査の目的

使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により、国有財産の有効活用の促進を図る。

B 対象財産

研修教育施設、宿泊等施設、会議施設及び運動施設。

・庁舎等及び宿舍の保全状況

A 監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等及び宿舍については、維持管理状況を把握し、建物の長寿命化、効率的維持管理の促進を図る。

B 対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態の監査の対象財産から選定。

(ロ) 各省各庁所管の普通財産

A 監査の目的

未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分の適正化を図ることを目的とする。また、国有財産を総括する立場から、管理処分手法に関する知見等について各省各庁へ必要かつ適切な助言をしつつ、地域や社会のニーズの変化・多様化にも対応した有効活用の促進を図る。

B 対象財産

特別会計（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定を除く。）所属及び一般会計所属の普通財産のうち次の財産から、対象を選定。

a 特別会計の廃止に伴い一般会計化された旧特別会計所属普通財産で、財務局等に引き継ぐこととされた財産

b 上記aのほか、有効活用の促進の観点から監査の実施が有効であると認められる①未利用国有地に分類される財産、②未利用国有地以外に分類される財産（市街地に所在するもの）

(3) 平成30年度の監査結果等について

イ 国有財産監査の結果

平成30年度においては、全国で518件の監査を実施し、そのうち135件（26.1%）について問題点を指摘した。具体的な内容は以下のとおり。

(イ) 庁舎等

非効率使用の改善や余剰のある庁舎等への移転により、有効活用、借受解消や用途廃止等を求めた。

(ロ) 研修施設

他府省等への貸出し等による施設の有効活用や財産

管理の不備に対する是正を求めた。

(ハ) 公共用財産

非効率使用部分の用途廃止を求めた。

□ 各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について、平成30年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し、各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

(注1) 「平成30年度国有財産監査の結果」については、第31表を参照。

(注2) 「平成30年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況」については、第32表を参照。

(注3) 平成30年度の監査結果等については、財務省のホームページで公表している。

・ 平成30年度国有財産監査の結果（アドレス：

https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2018/index.html)

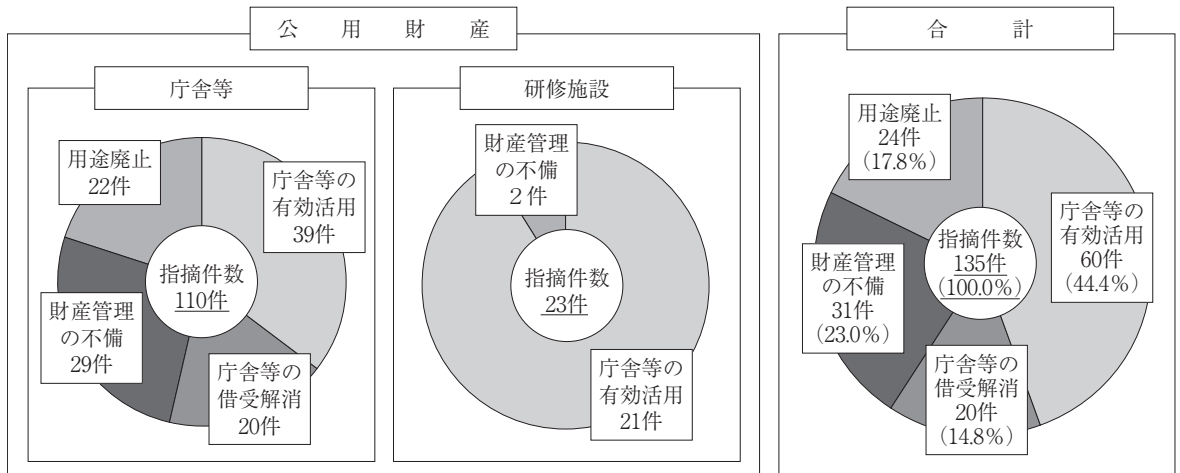
・ 平成30年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況（アドレス：https://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/utlized_by_ministry/fy2018/index.htm）

第9 国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにする観点から、土地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じ、その情報提供に努めている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第33表のとおりである。

第31表 平成30年度国有財産監査の結果（指摘内容別）



指摘内容	公 用 財 産		公共用財産 件数 (件)	合 計	
	庁舎等 件数 (件)	研修施設 件数 (件)		件数 (件)	割合 (%)
庁舎等の有効活用	(42) 39	(26) 21	(0) 0	(68) 60	(50.4) 44.4
庁舎等の借受解消	(25) 20	(0) 0	(0) 0	(25) 20	(18.5) 14.8
財産管理の不備	(18) 29	(0) 2	(6) 0	(24) 31	(17.8) 23.0
用途廃止	(12) 22	(6) 0	(0) 2	(18) 24	(13.3) 17.8
合 計	(97) 110	(32) 23	(6) 2	(135) 135	(100.0) 100.0

(注) 各欄の () 書きは、平成29年度監査結果の件数、割合である。

第32表 平成30年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

(単位 件, 千㎡, 億円)

区 分	前年度末の 保有財産	年度内の変動状況			平成30年度末の 保有財産
		新規発生	処分等 (注1)	その他 (注2)	
件 数	944	90	77	△18	939
面 積	3,168	414	177	△6	3,398
台 帳 価 格	673	97	41	73	803

(注1) 「処分等」とは、売却のほか、財務局等へ引継等の事由による減を示している。

(注2) 「その他」とは、国有財産台帳価格改定、実測等の事由による増減を示している。

(注3) 面積及び価格は、単位未満を切り捨てているため、計において一致しないことがある。

第33表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表方法等	主な情報内容	公表等(予定)
国有財産増減及び現在額総計算書, 説明書 (国有財産法第34条)	国会 (報告), 財務省ホームページ	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 価格	年1回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書, 説明書 (国有財産法第37条)	国会 (報告), 財務省ホームページ	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 価格	年1回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書 (財政法第28条)	国会 (提出)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 価格	年1回 1月
国有財産の現在高 (財政法第46条)	官報・財務省ホームページ	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 価格	年1回 4月

(2) 情報提供 (PR)

① 定期刊行物

区 分	主な情報内容	公表等(予定)
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の現在額及び増減額, 政府出資法人の状況, 行政財産統計, 普通財産統計	年1回 3月

② 財務省ホームページ (「国有財産」のページ)

区 分	主な情報内容	公表等(予定)	
国有財産の概要	国有財産の現在額, 国有財産監査の結果, 普通財産 (未利用国有地) の状況, 国有財産の売却情報 (各財務局等のホームページへリンク)	随時	
国有財産の一覧	国有特許権等一件別情報	国に帰属している知的財産権 (特許権, 著作権, 商標権, 意匠権, 実用新案権) の登録番号, 名称, 存続期間	年1回 11月
	政府保有株式	政府保有株式の概要	随時
国有財産トピックス・報道発表	国有財産に関する各種報道発表資料	随時	
関連資料・データ	国有財産統計, 国有財産に関する国会報告	随時	
審議会・研究会等	財政制度等審議会国有財産分科会等の答申・報告書等, 報道発表, 議事要旨	随時	
出版物等	国有財産レポート	国有財産の概要	年1回 7月
	ご存知ですか? 国有財産	国有財産の基礎知識, 国有財産の有効活用, 国有地の売却	年1回 12月
	財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の現在額及び増減額, 政府出資法人の状況, 行政財産統計, 普通財産統計 (財務総合政策研究所のホームページへリンク)	年1回 3月
	国有財産関係法令・通達	国有財産に関する訓令, 通達	随時

③ 国有財産情報公開システム

区 分	主な情報内容	公表等(予定)	
国有財産を「買う」	国有財産の売却情報	全国の財務局等が一般競争入札を行っている物件, 即購入が可能な物件の所在地, 数量, 法令上の制限, 交通機関, 最寄駅 (各財務局等のホームページへリンク)	随時
	その他の売却情報	地方公共団体所有の公有財産や各省庁所有の国有財産の売却情報 (各財務局等のホームページへのリンク)	随時
	国有財産物件情報メールマガジン	全国の財務局等が行っている入札物件及びその開札結果, 公用・公共用の取得等要望の受付に関する情報, 一時貸付に関する情報, 事業用定期借地に関する情報, その他国有財産に関する重要なお知らせ	随時
国有財産を「調べる」	国有財産一件別情報	全国にある国有財産 (口座等の単位) で一件別に, 所在地, 数量, 価格, 法令上の制限, 容積率及び地図情報	年1回 11月
国有財産を「借りる」	貸付可能物件情報	全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用 (一時貸付) が可能な物件の所在地, 数量等 (各財務局等のホームページへリンク)	随時

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務本省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-4111	https://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311	http://hokkaido.mof.go.jp/
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	(022)263-1111	http://tohoku.mof.go.jp/
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048)600-1111	http://kantou.mof.go.jp/
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7860	http://hokuriku.mof.go.jp/
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	(052)951-1772	http://tokai.mof.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	(06)6949-6390	http://kinki.mof.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	(082)221-9221	http://chugoku.mof.go.jp/
四国財務局	760-8550	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	(087)811-7780	http://shikoku.mof.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	(096)353-6351	http://kyusyu.mof.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	(092)411-5095	http://fukuoka.mof.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-8530	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(098)866-0091	http://www.ogb.go.jp/zaimu

財務局を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

1. 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

2. 情報提供

- (1) 財務省のホームページ（アドレス：<https://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の各種統計資料を掲載している。「国有財産の売却情報」では、全国の財務局等のホームページへのリンクにより、国有財産の入札、処分結果等の情報提供を行っており、その他「国有財産に関する国会報告」、「国有財産関係法令・通達」などを公開し、情報内容の充実や利便性の向上に努めている。
- (2) 国有財産情報公開システム（アドレス：<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>）において国有財産に関する情報を、①「買う」、②「調べる」、③「借りる」に区分し、掲載している。
また、国有財産の売却等に関する情報をタイムリーに

配信するために、「国有財産物件情報メールマガジン」の登録を受け付けている。

- ① 国有財産を「買う」
全国の財務局等における国有財産の売却情報等のリンク先を掲載している。
 - ② 国有財産を「調べる」
全国にある国有財産について一件別に所在地、数量、価格のほか、用途地域や容積率等の法令上の制限、利用容積率、地図情報等を掲載している。
 - ③ 国有財産を「借りる」
全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の情報を掲載している。
- (3) 国有財産に関する情報については、今後も国民のニーズを踏まえた情報をタイムリーに提供する等、利便性の向上とともに、更なる情報提供の充実に努めることとしている。

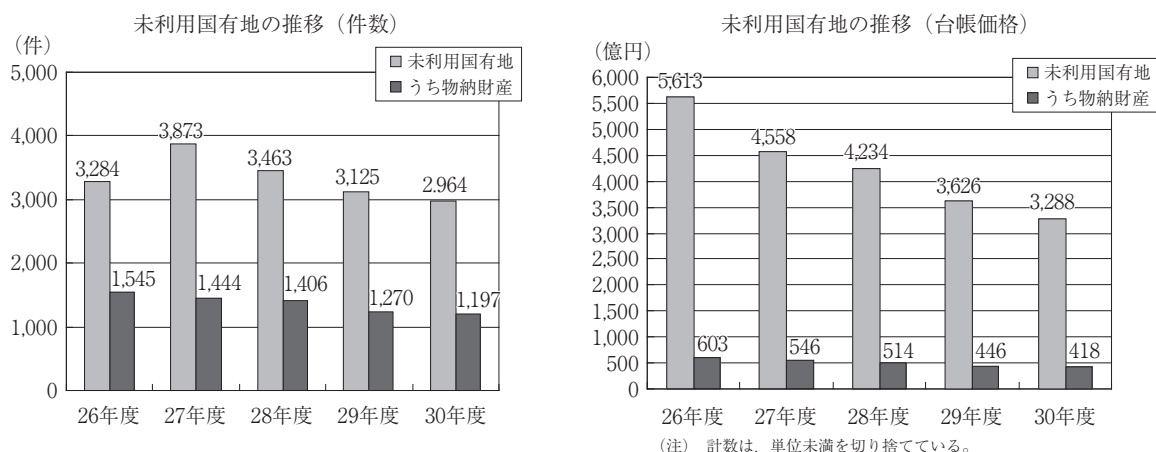
第10 未利用国有地の有効活用と権利付財産の売却

1. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

(1) 未利用国有地の保有状況

平成30年度末現在の未利用国有地は、2,964件、台帳価格3,288億円である。

第34表 未利用国有地の推移



第35表 未利用国有地の処分等結果

(単位 件, 千㎡, 億円)

区分	状況	前年度末現在の保有財産			年度内の変動状況 (注1)									平成30年度末時点の保有財産		
					新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産			変更等による増減 (注4)					
		件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
地方公共団体等利用財産 (注2)		273	3,860	1,593	54	302	325	75	695	365	△8	△983	△213	244	2,483	1,339
処分対象財産 (注3)	(1,119)	(2,597)	(1,422)													
		2,852	4,822	2,033	168	353	246	390	420	467	90	1,130	136	2,720	5,885	1,949
合計		3,125	8,682	3,626	222	655	572	465	1,116	833	82	147	△77	2,964	8,368	3,288
うち売却した財産 (注5)								413	565	196						

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、平成30年度の処理実績を取りまとめたものである。

なお、本表において、未利用国有地とは、単独利用困難な土地及び特定国有財産整備計画に基づく処分すべき財産を除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。

ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

また、現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれるものを含む。

2. 「地方公共団体等利用財産」とは、地方公共団体等での利用が予定されている財産である。

3. 「処分対象財産」とは、一般競争入札等により処分する予定の財産である。

なお、上段()内書きは、境界等係争中の財産、接面道路が建築基準法の基準に満たない財産、土地区画整理事業の施行区域内に所在する財産など処分が困難な財産である。

4. 「変更等による増減」とは、区分の変更、実測、国有財産台帳価格改定などによる増減である。

5. 「うち売却した財産」の売却額は、273億円である。

6. 面積及び価格は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第36表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件, 億円)

区 分	国 利 用		国 利 用 以 外										合 計		物 納 構 成 比		
			地方公共団 体等利用		入札未実施		売 残		処分困難								
	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	
全 国	全 体	46	369	2,918	2,919	198	970	527	429	1,032	220	1,161	1,300	2,964	3,288		
	うち物納	3	3	1,194	415	10	2	187	57	413	66	584	287	1,197	418	40.4%	12.7%
	対合計比	1.6%	11.2%	98.4%	88.8%	6.7%	29.5%	17.8%	13.0%	34.8%	6.7%	39.1%	39.5%	100.0%	100.0%		

(注) 1. 各計数は、平成30年度末現在である。
 2. 価格は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

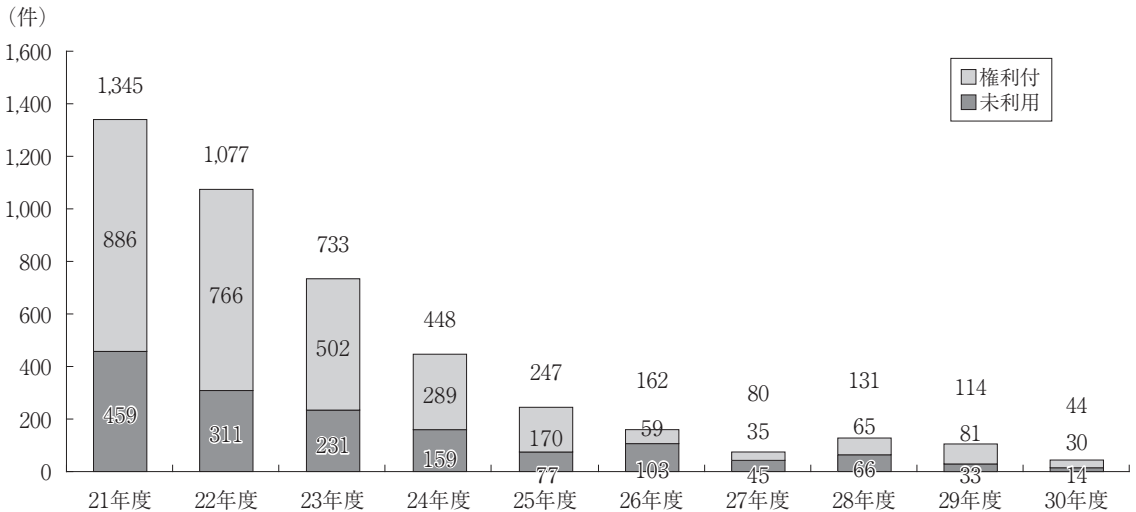
第37表 物納不動産（土地）の引受状況の推移

(単位 件, 千㎡, 億円)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
未 利 用	件 数	459	311	231	159	77	103	45	66	33	14
	数 量	411	238	221	161	102	112	37	94	35	18
	台帳価格	319	157	109	54	29	38	18	26	9	7
権 利 付	件 数	886	766	502	289	170	59	35	65	81	30
	数 量	160	110	82	35	26	14	5	6	13	5
	台帳価格	181	130	70	41	22	9	6	5	12	5

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。
 2. 件数は、財務局における管理上の件数である。
 3. 数量及び価格は、単位未満を四捨五入している。

第37表 参 考



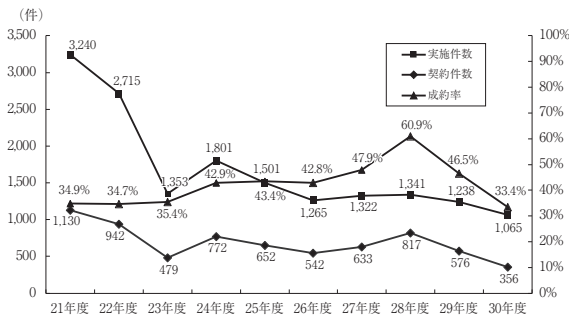
第38表 未利用国有地の入札実施状況（一般会計）

（単位 件、億円、%）

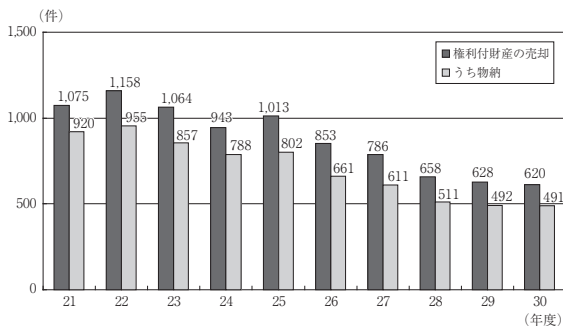
実施年度	一般競争入札			成約率
	実施件数	契約件数	契約金額	
21	(2,029)	(755)	(254)	34.9
	3,240	1,130	522	
22	(1,632)	(607)	(235)	34.7
	2,715	942	428	
23	(701)	(310)	(143)	35.4
	1,353	479	268	
24	(877)	(401)	(189)	42.9
	1,801	772	499	
25	(670)	(296)	(114)	43.4
	1,501	652	777	
26	(540)	(242)	(86)	42.8
	1,265	542	829	
27	(504)	(231)	(111)	47.9
	1,322	633	557	
28	(257)	(121)	(61)	60.9
	1,341	817	1,311	
29	(436)	(195)	(111)	46.5
	1,238	576	325	
30	(376)	(122)	(36)	33.4
	1,065	356	113	

(注) 1. 各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものを含む。）の契約状況であり、翌年度に契約したのも含まれる。
 2. 金額は、単位未満を四捨五入している。
 3. 上段（ ）内書は物納財産である。
 4. 未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第38表 参考



第39表 参考



第39表 権利付財産の売却状況（土地）

（単位 件、億円）

年度	全 体		うち物納	
	件 数	金 額	件 数	金 額
21	1,075	185	920	132
22	1,158	189	955	155
23	1,064	169	857	142
24	943	161	788	122
25	1,013	174	802	140
26	853	183	661	116
27	786	116	611	99
28	658	109	511	84
29	628	143	492	87
30	620	90	491	72

(注) 金額は、単位未満を四捨五入している。

第40表 これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

実施年度	取 組 み 内 容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設 対象：小規模な物納財産（土地300㎡、建物200㎡以下）
平成7年度	○レインズ登録による売却制度の導入 対象：一般競争入札で不落・不調物件等
平成11年度	○郵送による期間入札制度の導入
平成12年度	○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施 対象：未利用地6物件、権利付財産8物件 ○媒介型入札の導入
平成13年度	○地区計画活用型一般競争入札を初めて実施
平成14年度	○処分型信託の導入 現状のままでは売却が難しい未利用国有地について、造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託
	○最低売却価格公表入札制度の導入 対象：1,000㎡以下の物納不動産 (注) この制度導入に伴い、価格公示売却制度は廃止
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入 対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地 ○電子入札制度の導入…対象：期間入札
平成20年度	○二段階一般競争入札の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託（権利付財産）の実施
平成22年度	○定期借地権を利用した貸付の導入 ・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む） ・社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人への貸付
	○交換の運用拡大 相手方が地方公共団体の場合は国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるような運用拡大を行った。
平成23年度	○定期借地権を利用した貸付の対象拡大 売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度の導入
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 対象：物納不動産に限らず、すべての不動産について最低売却価格を公表
平成26年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信
平成29年度	○公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直し すべての公共随契による処分等における契約金額の公表・見積り合せの実施、売払い前提貸付制度の廃止等
令和元年度	○国有財産の更なる有効活用 有用性が高く希少な国有地については、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し（留保財産）、定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとした。

第41表 土地信託の実施件数

(単位 件, ha)

信託の種類	実施財務局	契約年度	件数	面積
処分型	関東財務局	14年度	309	45
		15年度	280	41
		16年度	308	41
		17年度	153	12
		18年度	46	11
管理処分型	関東財務局	16年度	72	16
		21年度	240	14
		27年度	486	18
累 計			1,894	197

(注) 面積は、単位未満を四捨五入しているため、累計の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

なお、未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ（アドレス：https://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/non_utilized_land/fy2018/index.htm）等で公表している。

(注1) 未利用国有地の推移については第34表を、処分等結果については第35表を、平成30年度末現在の保有状況については第36表を参照。

(注2) 平成21年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第37表のとおりである。

(2) 未利用国有地及び権利付財産の売却状況

平成30年度までの未利用国有地の入札実施状況は第38表のとおりである。平成30年度においては、約1,060件の一般競争入札を実施し、このうち約350件が成約に至っている。

令和元年度においては、平成30年度末時点において地方公共団体等から取得等要望のなかった未利用国有地のほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な未利用国有地についても入札に付すように努め、約890件の一般競争入札を実施することとしている。

また、借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第39表のとおりである。

2. 多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるような管理処分手法の多様化を図っている。なお、これまでの取組みは第40表のとおりである。

(1) 未利用国有地の処分手法

イ 未利用国有地の一般競争入札に当たって、物納不動産（土地）については、税外収入確保の観点から、更なる売却促進を図ることを目的として、平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また、平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から、物納不動産（土地）に限らず、すべての不動産について最低売却価格

第42表 社会福祉分野での国有財産の活用実績

(契約件数実績)

	＜社会福祉分野における国有地の活用＞ (平成22年8月～平成31年3月)	
	定期借地	売却
保育関係	65件	79件
高齢者関係	54件	47件
障害者関係	8件	36件
医療関係	1件	10件
合 計	128件	172件

(平成31年3月31日時点)

(予定価格)を公表する制度改正を行い、更なる売却促進を図ることとした。

なお、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を受け、有用性が高く希少な国有地については、将来世代における行政需要に備えつつ地域へのニーズに対応するため、国が所有権を留保し（留保財産）、定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとしている。

ロ 平成14年度には、現状では売却が難しい財産について、分筆、造成、ライフライン整備等の工事を行うことにより、付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第41表のとおりである。

ハ なお、こうした取組みのほか、まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から、平成13年度に地区計画活用型一般競争入札を初めて実施し、平成20年度に二段階一般競争入札を導入した。

(注1) 地区計画活用型一般競争入札とは、地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など、地方公共団体と協議を行い、地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

(注2) 二段階一般競争入札とは、土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお、広島県広島市の二葉の里地区においては、財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現することを目的として開発条件等を策定し、二段階一般競争入札を実施している。

(2) 権利付財産の処分手法

権利付財産については、権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが、こうした取組みのほか、平成18年度には借地権と底地権の交換、平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分

手法を採り入れた。

更に、平成21年度には、主に物納不動産で借地権の付着した財産について、信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

3. その他の管理処分手法

(1) 平成22年8月に、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育・介護など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため、定期借地制度を利用した地方公共団体への貸付制度を導入。

制度導入後、更なる有効活用を図るため、救急医療など地域医療のための施設整備や社会福祉法人に対する直接貸付などの拡大を行った。

また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を受け、留保財産に選定された財産については、公用・公共用優先の原則を基本としつつ、多様化した地域・社会のニーズに対応するため、用途を限定せず、保育・介護など以外の公的施設、公的施設と民間施設の複合施設や民間施設への貸付けを可能とした。

留保財産以外の財産については、保育・介護などの施設整備を一層促進するよう、当該施設を一定程度含む複合施設への貸付けを可能とした。

(注) 平成31年3月末までに、世田谷区などの地方公共団体等との間で、128ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉施設等として貸付契約を締結した。(第42表)

(参考) 介護施設整備に係る国有地活用

「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより、介護施設等整備を促進することとされた。「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日))

これを受け、都市部等における介護施設整備の加速化に資するよう、以下のとおり、定期借地権による減額貸付(貸付始期から10年間、5割を限度)等を実施し、国有地の更なる活用を図ることとしている。

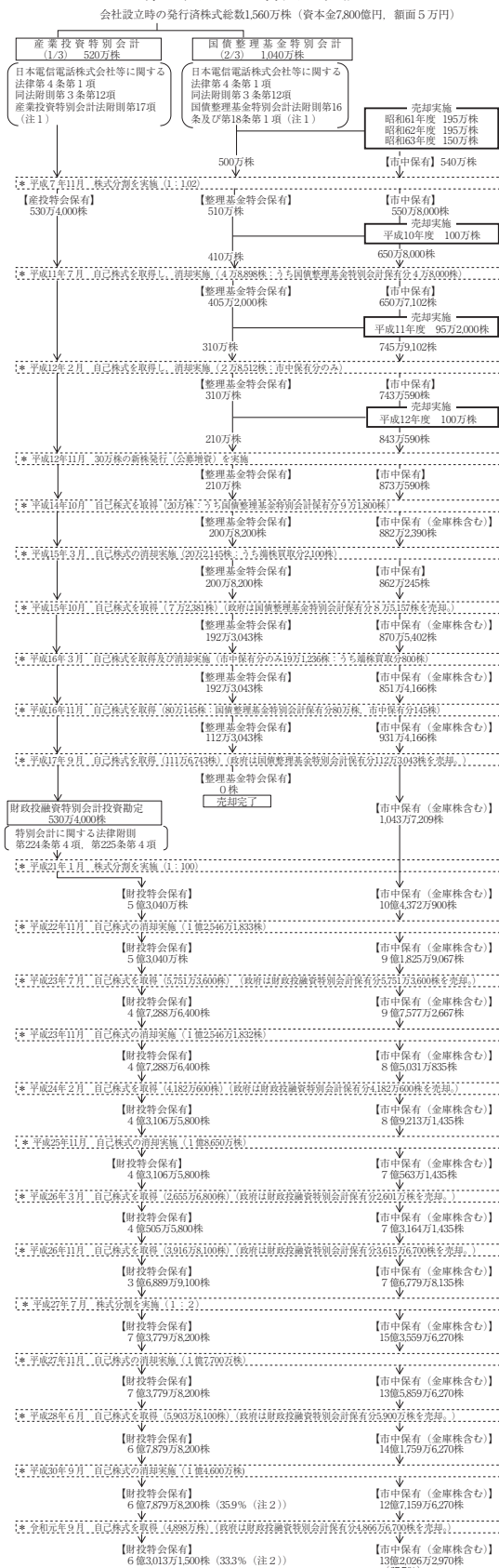
対象期間：平成28年1月1日から令和3年3月31日までの間に新規に締結された定期借地権による貸付契約

対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

対象施設：特別養護老人ホーム等の施設及びこれに併設される通所施設等

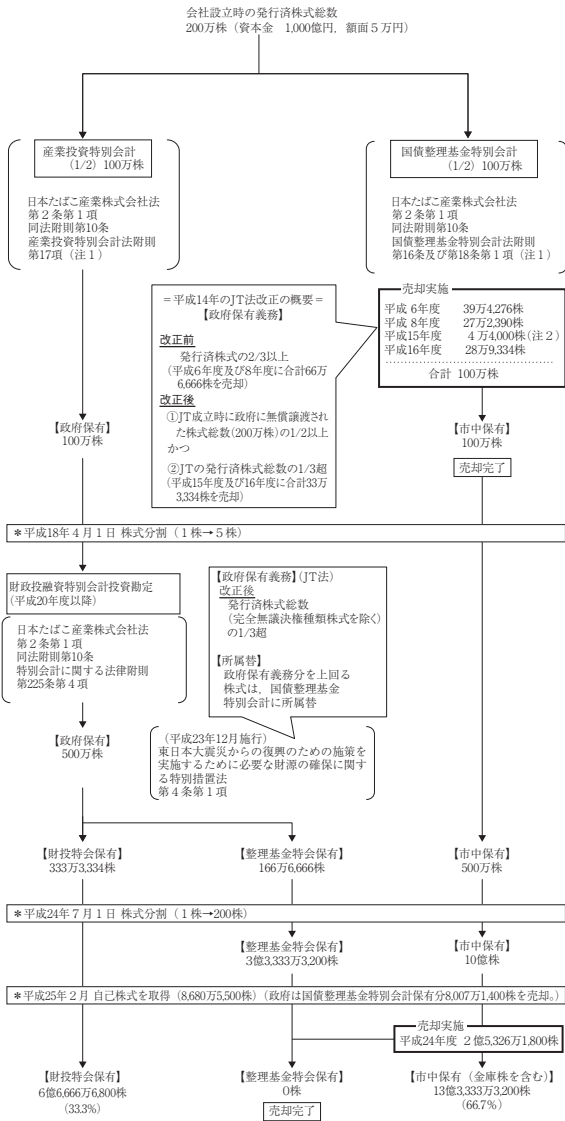
(2) 税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から、平成24年3月、売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

第43表 NTT株式の概況



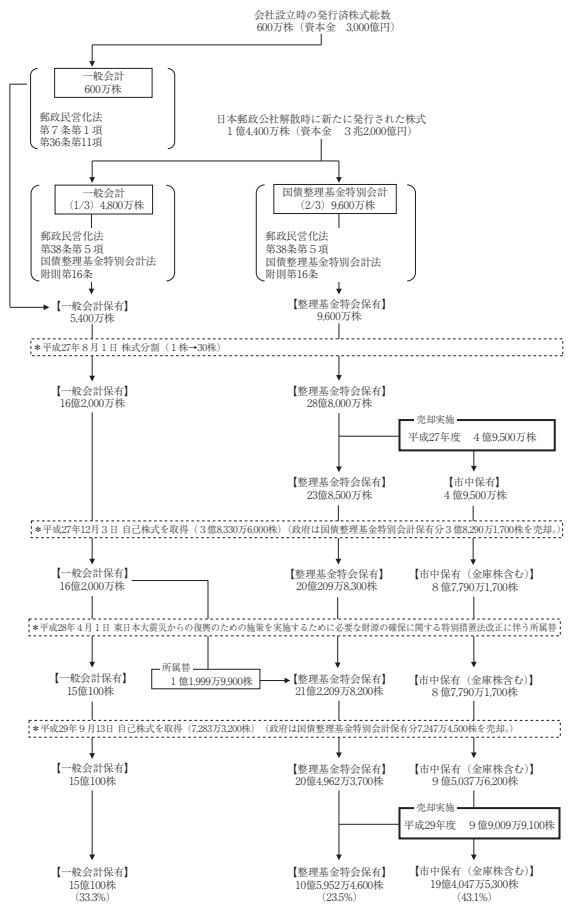
(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計、国債整理基金特別会計は廃止。
 (注2) NTT法上の政府保有義務割合、政府保有株の総発行済株式に占める割合は32.3%。
 (注3) 株数は単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある。

第44表 JT株式の概況



(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計法、国債整理基金特別会計法は廃止。
(注2) 平成15年度の売却は、JTの自己株式取得に応じた売却である。

第45表 日本郵政株式の概況



保有義務が課せられており、全体の3分の1に当たる株式（520万株）については財政投融資特別会計投資勘定（※1）に帰属させ、残りの3分の2に当たる株式（1,040万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所屬の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度9万1,800株、15年度8万5,157株、16年度80万株、17年度112万3,043株を売却してきた結果、すべて売却が完了した。

財政投融資特別会計投資勘定所屬の株式については、平成22年11月にNTTが自己株式消却を行い、政府保有義務分に5,751万3,644株の超過が生じたことから、政府は、平成23年7月にNTTによる自己株式取得に応じて売却を行った。その後同様に、平成23年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の4,182万655株の超過に対し、政府は、平成24年2月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成25年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の6,216万6,721株の超過に対し、政府は、平成26年3月及び11月にNTTによる自己株式取得に応

第11 政府保有株式の売却状況

1. NTT株式

昭和60年4月、日本電信電話株式会社法（平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」（昭和59年法律第85号）（以下「NTT法」という。）により、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1,560万株（資本金7,800億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

NTT株式については、NTT法上、政府に3分の1以上の

じて売却し、平成27年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の5,900万43株の超過に対し、政府は、平成28年6月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成30年9月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の4,866万6,710株の超過に対し、政府は、令和元年9月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。この結果、現在の株式数は6億3,013万1,500株となっている（第43表参照）。

※1 NTT株式は産業投資特別会計に所属していたが、平成20年度に、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、産業投資特別会計は、財政投融资特別会計投資勘定となった。

※2 株式分割（平成7年11月に1株を1.02株、平成21年1月に1株を100株、平成27年7月に1株を2株）を実施している。

2. JT株式

昭和60年4月、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）（以下「JT法」という。）により、旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

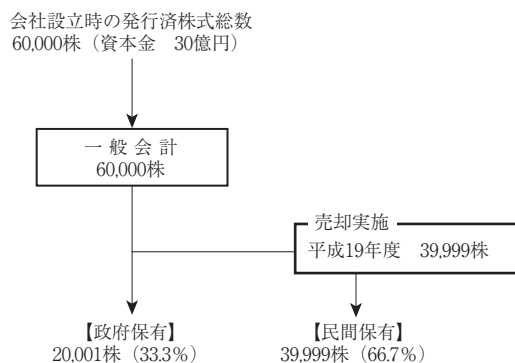
JT株式については、当初、JT法において、政府にJT設立時の株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超の保有義務が課せられていたため、JT設立時の株式総数の2分の1に当たる株式（100万株）については財政投融资特別会計投資勘定に帰属させ、残りの2分の1に当たる株式（100万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

JT設立時の経過措置（JT法附則第18条）として、政府に当分の間発行済株式総数の3分の2以上の保有義務が課せられていたことから、国債整理基金特別会計所属の株式のうち、平成6年度39万4,276株、8年度27万2,390株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1）が完了）。その後、平成14年4月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い、新たに33万3,334株が売却可能となり、平成15年度4万4,000株、16年度28万9,334株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の2分の1）が完了）。

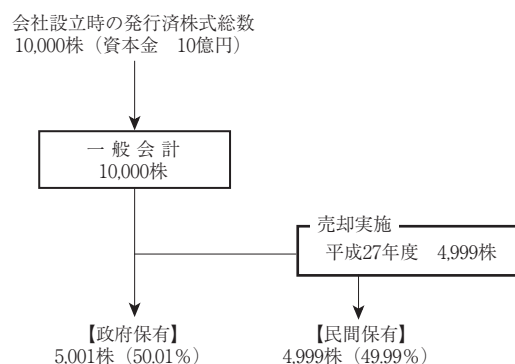
平成23年12月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）（JT法改正を含む。）の施行により、政府保有義務は発行済株式総数の3分の1超となるとともに、財政投融资特別会計投資勘定に所属している500万株（株式分割（平成18年4月に1株を5株）を実施）のうち、166万6,666株を国債整理基金特別会計に所属替し、売却収入を復興債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については、平成24年度に3億3,333万3,200株（株式分割（平成24年7月に1株を

第46表 日本アルコール産業株式の概況



第47表 NACCSセンター株式の概況



200株）を実施）を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1超）が完了）。

なお、所属替後の株式分割実施（平成24年7月に1株を200株）により、財政投融资特別会計投資勘定の株式については6億6,666万6,800株となっている（第44表参照）。

3. 日本郵政株式

平成18年1月、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定により、日本郵政公社（以下「公社」という。）が日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）を設立し、同時に日本郵政の発行済株式総数600万株（資本金3,000億円）のすべてが政府の保有となった。

また、平成19年10月の公社解散時には、資産債務の承継の見返りとして交付された日本郵政株式1億4,400万株のすべてが政府の保有となった。

日本郵政株式については、郵政民営化法上、政府に3分の1超の保有義務が課せられており、日本郵政設立時に保有した株式及び平成19年10月に譲渡された株式の3分の1を合わせた全体の36%に当たる株式（5,400万株）については一般会計に帰属させることとした。また、残りの64%に当たる株式（9,600万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとし

た。

平成23年12月に施行された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式については、できる限り早期に処分するものとされ、平成25年1月、復興推進会議において、日本郵政株式の売却収入4兆円程度を復興財源フレームに盛り込むことが決定されたことから、売却収入は復興償還財源に充当されることとされた。

平成27年8月に株式分割（1株を30株）が実施され、一般会計所属の株式は16億2,000万株、国債整理基金特別会計に所属する株式は28億8,000万株となった。

同年11月、国債整理基金特別会計所属の株式について、4億9,500万株を売却、同年12月には日本郵政による自己株式取得に応じて3億8,290万1,700株を売却した。

平成28年4月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、一般会計所属の株式について、日本郵政の株式の総数の3分の1を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する1億1,999万9,900株を、同会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

平成29年9月13日、国債整理基金特別会計所属の株式について、日本郵政による自己株式取得に応じて7,247万4,500株を売却し、同月29日、9億9,009万9,100株を売却した。

これにより、現在の株式数は一般会計所属の株式が15億100株、国債整理基金特別会計所属の株式が10億5,952万4,600株となっている（第45表参照）。

4. 日本アルコール産業株式

平成18年4月、日本アルコール産業株式会社法（平成17年法律第32号）（以下「J.alco法」という。）により、独立行

政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社（以下「J.alco」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数6万株（資本金30億円）のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式については、J.alco法上、政府保有義務は課されていない。一方、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、政府は設立後2年以内に株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会株式部会（平成18年11月）での審議・答申を受けて、平成20年3月、発行済株式総数の約3分の2に当たる株式（3万9,999株）を一般競争入札により売却した（第46表参照）。

5. NACCSセンター株式

平成20年10月、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）（以下「NACCS法」という。）により、独立行政法人通関情報処理センターが特殊会社化され輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1万株（資本金10億円）のすべてが政府の保有となった。

NACCSセンター株式については、NACCS法上、政府に総株主の議決権の過半数の保有義務が課せられている。政府保有義務分を除く株式については、NACCS法において、同法の施行後できる限り速やかに売却することとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会（平成27年2月）での審議・答申を受けて、平成28年3月、発行済株式総数のうち政府保有義務分を除く分に相当する株式（4,999株）を一般競争入札により売却した（第47表参照）。